

# **経済安全保障に関連した事業者の取組における 独占禁止法上の基本的な考え方**

**令和7年11月20日  
公正取引委員会**

自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律が独占禁止法である。独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。主な禁止行為としては次のものがある。

## 不当な取引制限

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。カルテルや入札談合が該当する。

## カルテル、入札談合等

## 業務提携等の共同行為

※カルテル、入札談合等と同様に、複数事業者による行為であるものの、違反性がないものとして、業務提携等がある。

## 私的独占

有力な企業が、株式の所有や役員のパ遣などによって競争事業者を統制下に置いたり（支配）、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害したり（排除）すること。

## 不公正な取引方法

例えば、以下のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を行うこと。  
共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売、排他条件付取引、拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害

## 競争制限的な企業結合

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合（株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等）を行うこと。

- この法律において「**不当な取引制限**」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、**他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること**をいう。（第2条第6項）
- 「**一定の取引分野における競争を実質的に制限する**」とは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、**価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすこと**をいう（東宝株式会社ほか1名に対する件[昭和28年12月7日東京高等裁判所判決]）。

## 事業者等の共同の取組が競争制限効果のみをもたらす場合

入札談合、受注調整、価格カルテル、数量カルテル、市場分割カルテル等

原則として独占禁止法上問題となる

## 業務提携等の共同行為

主な類型：

- ・ 標準規格の設定
- ・ 環境保全、安全確保等の社会公共的な目的のための自主基準
- ・ 消費者に対する使用方法等の情報提供
- ・ 共同輸送

そもそも競争制限とならないケースが多い

- ※ 価格・数量・取引先等に関わるもの場合は、共同事業の内容・態様、参加者の市場シェア等を踏まえ、「競争を実質的に制限する」場合に違法となる。
- ※ 他の事業者を排除する行為等は「私的独占」「不正な取引方法」に当たり得る。

事業者等が共同の取組や企業結合を検討するに当たり、相互に事業活動等に関する情報交換が必要になる場合がある。基本的な考え方は以下のとおり。

- ◆ 価格・数量等の重要な競争手段である事項に関する情報交換が行われないときは、通常、独占禁止法上問題とならない。
- ◆ 価格・数量等の重要な競争手段である事項に関する情報交換を行うときであっても、当該情報が共同の取組や企業結合の検討・実施に当たり合理的に必要な範囲のものであり、かつ、必要な情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。
- ◆ 他方で、必要な情報遮断措置が講じられることなく、価格・数量等の重要な競争手段である事項に関する情報交換を通じて、将来の価格等に関する事業者間の暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。
- ✓ 重要な競争手段である事項とは、価格又は数量、取引に係る顧客・販路、供給のための設備等、制限されることによって市場メカニズムに直接的な影響を及ぼす、事業者の事業活動の諸要素をいう。
- ✓ 必要な情報遮断措置とは、共同の取組や企業結合の検討・実施に関する関係者（担当者）のみに情報を共有することや情報の目的外利用を禁止することをいう。

【参考】「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」

「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」

事業に不可欠な重要原材料について、経済安全保障の確保を目的に、国際情勢の著しい変化等の外的ショックによる震災時と同程度の調達途絶に関連して、行政機関や事業者等による情報交換や共同の取組が必要になる場合がある。基本的な考え方は以下のとおり。

(1) 調達途絶が発生した緊急時における情報交換・共同の取組

- ◆ 重要原材料の安定調達を確保するため、重要原材料の著しい不足が深刻な期間に限り、行政機関が事業者等に調達数量や調達先等を指示・指導する場合や、事業者等の間で調達数量、調達先等の必要な情報に限り情報交換・共有を行い、安定調達のために必要な共同の取組を行う場合には、原則として独占禁止法上問題とならない。
- ◆ なお、重要原材料の不足が解決された後は、調整を直ちに終了する必要がある。

(2) 調達途絶リスクに備えた情報交換・共同の取組

- ◆ 重要原材料の調達市場における参加事業者の購入シェアが低い場合や、製品販売市場における参加事業者の市場シェア又は製造コストに占める重要原材料の調達コストの割合が低い場合、製品販売市場における需要者が対抗的な交渉力を有しているなどの事情が認められ需要者からの競争圧力が強い場合等には、原則として独占禁止法上問題とならない。
- ◆ 情報交換の基本的な考え方については、前掲スライド（4頁）参照。

【参考】「震災等緊急時における取組に係る想定事例集」、「東日本大震災に関連するQ&A」  
「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」  
「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」

公正取引委員会では、事業者や事業者団体が、今後、自ら行おうとする、商品・役務の取引、知的財産の利用、自主基準・自主規制、共同事業、業務提携、共同研究開発などについての個別具体的な内容が独占禁止法上問題となるかどうかについての相談を受け付けている。

## 「事前相談制度」による相談 【令和6年度 1件】

- 公正取引委員会は、法運用の透明性を高め、相談制度の一層の充実を図るため、事業者等が行おうとする具体的な行為が、独占禁止法の規定に照らして問題が無いかどうかの相談に応じ、書面により回答する「事前相談制度」を設けている。申出者名並びに相談及び回答の内容は原則公表する。
- 事前相談制度を利用した相談については、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答を行う。ただし、事前相談申出書を受領後、回答を行うために必要と判断される資料等の追加的提出を求めた場合には、全ての資料等を受領してから30日以内に回答を行う。

## 「事前相談制度」によらない相談 【令和6年度 1,157件（優越的地位の濫用の件数を除く）】

- 公正取引委員会では、相談者の負担軽減及び相談者・相談内容の秘密保持に配慮し、事前相談制度によらない相談（以下「一般相談」という。）も受け付けている。
- 一般相談は、電話、来庁等で相談内容の説明を受け、原則として口頭で回答するもので、相談内容等については原則として非公表としている（相談者以外にも参考になると考えられる事案については、相談者の了解を得た上で、相談の概要等を公表することがある。）。

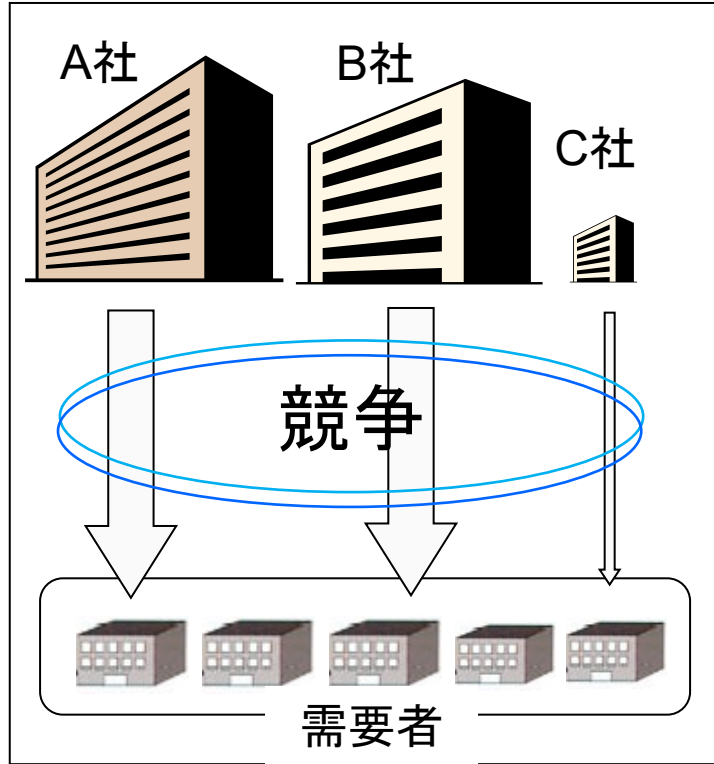
【参考】公正取引委員会ウェブサイト上に掲載している過去の相談事例について

相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談（業務提携、共同調達、OEM、情報活動などを含む。）の概要を取りまとめ、相談事例集として毎年公表し、公正取引委員会のウェブサイトの「相談事例集」のページに掲載。行為類型など別に整理して掲載し、「キーワード」で検索もできる。

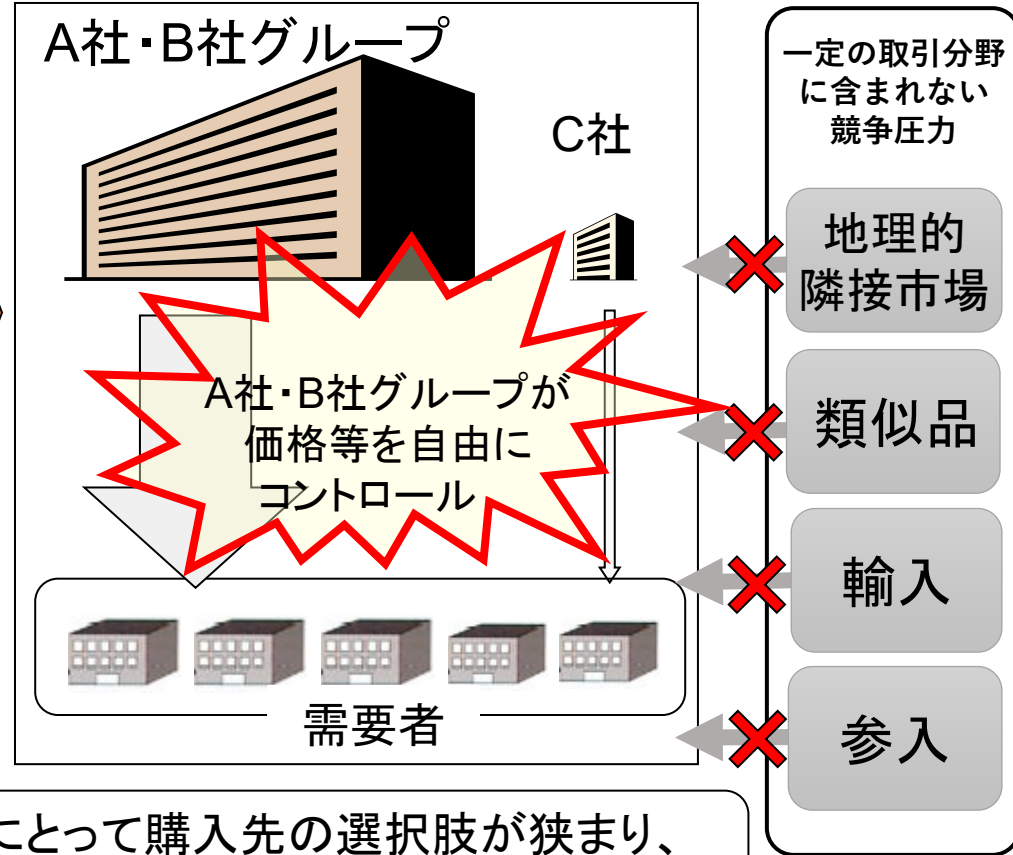
（相談事例集）<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/>

「競争を実質的に制限することとなる」の具体例

## 企業結合前



## A社とB社の企業結合後



需要者にとって購入先の選択肢が狭まり、  
値上げ行為等に対抗する手段がなくなる。

以上のような企業結合による競争制限の考え方は、各国共通のグローバルスタンダードとして確立。各国とも当該考え方にに基づき企業結合審査を実施。

## 企業結合審査の基本的な考え方

### 企業結合

(株式保有、役員兼任、合併、分割、  
共同株式移転、事業譲受け等)

企業結合のうち、  
一定の要件に合致するもの

事前届出の義務付け (30日前)



企業結合により

一定の取引分  
野における

競争を実質的に制限  
することとなる

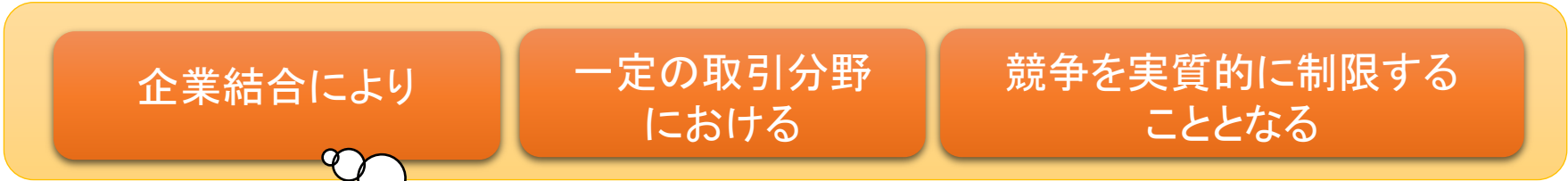
問題解消  
措置

※ 企業結合ガイドラインに沿って判断

## ＜企業結合ガイドラインの構成と企業結合審査の流れ＞

企業結合ガイドラインの構成	企業結合審査の流れ
はじめに	
第1 企業結合審査の対象	結合関係が形成・維持・強化される企業結合かの判断
第2 一定の取引分野	一定の取引分野の画定
第3 競争を実質的に制限することとなる場合	<p>「競争を実質的に制限することとなる」かを 水平型・垂直型・混合型の企業結合類型ごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各セーフハーバー基準を基に直ちに競争を実質的に制限することとはならないと認定できるか否かを判断</li> <li>・単独行動／協調的行動の両観点から判断</li> </ul>
第4 水平型企业結合による競争の実質的制限	
第5 垂直型企业結合による競争の実質的制限	
第6 混合型企業結合による競争の実質的制限	
第7 競争の実質的制限を解消する措置	問題解消措置の検討

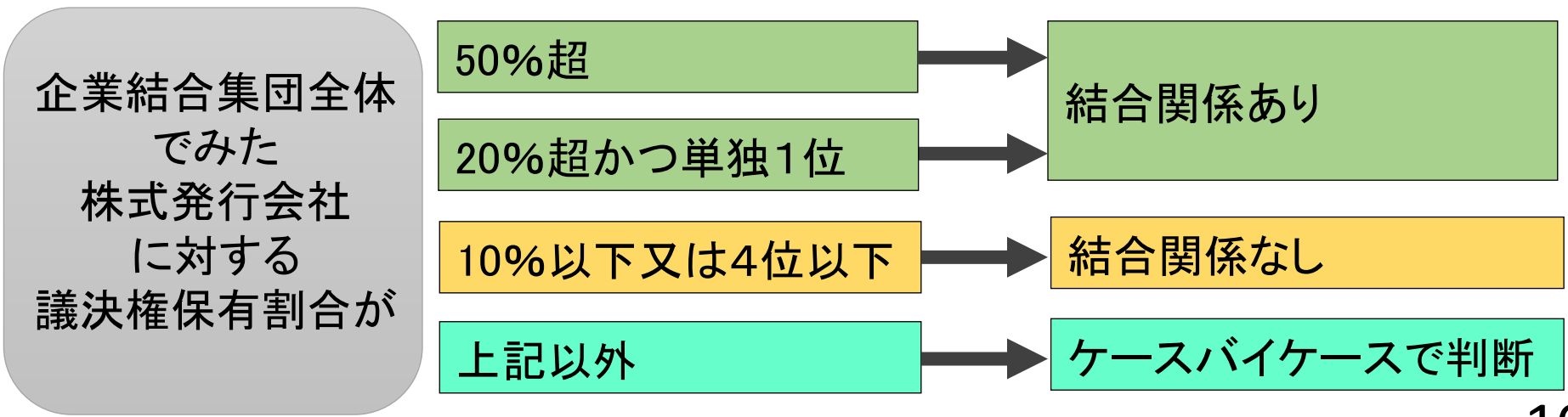
## ■結合関係が形成・維持・強化される企業結合かの判断



企業結合審査は、「結合関係」の形成・維持・強化により、市場構造が非競争的に変化し、一定の取引分野における競争に何らかの影響を及ぼすことに着目。

※「結合関係」とは、複数の企業が、株式保有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係をいう。

### <株式取得の場合の考え方>



## <一定の取引分野の画定(市場画定)>

企業結合により

一定の取引分野  
における

競争を実質的に制限する  
こととなる

「競争を実質的に制限することとなる」かどうかを判断するためには、判断対象となる**競争が行われている範囲**を把握する必要がある。

「一定の取引分野」

## ■ 「競争を実質的に制限する」とは？

「競争を実質的に制限するとは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう」(東宝株式会社ほか1名に対する件[昭和28年12月7日東京高等裁判所判決])

### 一定の取引分野ごとに競争を実質的に制限することとなるか否かを判断

- ★ 企業結合の類型によって、分析の視点が異なる。
- ★ それぞれの類型ごとに、セーフハーバー基準に該当するかどうか判断。
- ★ セーフハーバー基準に該当しない場合には、**当事会社グループ及び競争者の地位、市場における競争の状況、輸入、参入、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力**等の判断要素を検討。

#### 水平型

同じ一定の取引分野で  
競争関係にある  
会社同士の企業結合

#### 垂直型

川上市場の会社と  
川下市場の会社との  
企業結合

#### 混合型

水平型でも  
垂直型でもない  
企業結合

## ■ セーフハーバー基準

水平型企业結合	垂直型・混合型企業結合
① HHIが1,500以下 ② HHIが1,500超～2,500以下かつHHIの増分が250以下 ③ HHIが2,500超かつHHIの増分が150以下	① 市場シェアが10%以下 ② HHIが2,500以下かつ市場シェアが25%以下

- ▶ HHI（ハーフィンダール・ハーシュマン・インデックス）は、各社の市場シェアの2乗を合計した値。最大値は1社が市場シェア100%を占める場合の10,000（100の2乗＝10,000）であり、この値に近くなればなるほど市場の寡占度が高いと考えられる。

いずれかに該当

「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」

個別の企業結合事案について、企業結合ガイドラインの考え方に従い、当事会社や競争者のシェアだけでなく、当事会社間の従来の競争状況、競争者の供給余力、輸入圧力、参入圧力、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力等の様々な考慮要素を総合的に勘案して、当該企業結合が独占禁止法に違反するかどうか、すなわち、需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるような状況が生じないかどうかという観点から、独占禁止法違反となるかどうかを判断している。

※ 市場シェアの高低のみで独占禁止法上の問題の有無が判断されるものではない。

※ 市場の集中度等が小さい場合（セーフハーバー基準該当）は、問題ないと判断。

ただし、この基準に合致しなくても直ちに問題となるものではなく、企業結合のほとんどは、企業結合審査を経て当初の計画どおり実施することが可能。

## セーフハーバー基準に該当しない事案については、以下の判断要素を勘案して、競争制限の有無を判断

- ① 当事会社グループの地位及び競争者の状況  
(ア)市場シェア及び順位、(イ)当事会社間の従来の競争の状況、  
(ウ)競争者の供給余力、(エ)差別化の程度等
- ② 輸入  
(ア)制度上の障壁の程度、  
(イ)輸入に係る輸送費用の程度や流通上の問題の有無、  
(ウ)輸入品と当事会社グループの商品の代替性の程度、  
(エ)海外の供給可能性の程度  
※ 現在輸入が行われているかどうかにかかわらず、上記を検討
- ③ 参入  
(ア)制度上の参入障壁の程度、  
(イ)実態面での参入障壁の程度、  
(ウ)参入者の商品と当事会社の商品の代替性の程度、  
(エ)参入可能性の程度
- ④ 隣接市場からの競争圧力  
(ア)競合品(当該商品と類似の効用等を有する商品)の存在、  
(イ)地理的に隣接する市場の状況等  
※ 近い将来における競合品の競争圧力(隣接市場からの競争圧力)についても考慮
- ⑤ 需要者からの競争圧力  
(ア)需要者の間の競争状況、  
(イ)取引先変更の容易性、  
(ウ)市場の縮小等
- ⑥ 総合的な事業能力
- ⑦ 効率性
- ⑧ 当事会社グループの経営状況  
※ 当事会社グループの一部の会社又は企業結合の対象となったその事業部門が業績不振の場合についても考慮
- ⑨ 一定の取引分野の規模  
※ 複数の事業者が事業活動を行うと、効率的な事業者であっても採算が取れないほど一定の取引分野の規模が十分に大きくなく、企業結合しなくても複数の事業者による競争を維持することが困難な場合であるかどうかを検討

## 日本の企業結合ガイドラインの特徴 (欧米のガイドラインとの比較)

### <水平型企业結合のセーフハーバー基準>

日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>① HHIが1,500以下</li> <li>② HHIが1,500超～2,500以下かつHHIの増分が250以下</li> <li>③ HHIが2,500超かつHHIの増分が150以下</li> </ul>
EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>① HHIが1,000未満</li> <li>② HHIが1,000超～2,000以下かつHHIの増分が250未満</li> <li>③ HHIが2,000超かつHHIの増分が150未満</li> </ul>
米国 ※違法性推定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>① HHIが1,800超かつHHIの増分が100超</li> <li>② 市場シェアが30%超かつHHIの増分が100超</li> </ul>

- ・ **日本のセーフハーバー基準は、EUよりも広いものとなっている。**
- ・ 日本のガイドラインでは、上記に加え、問題となるおそれが小さい範囲（HHIが2,500以下かつ市場シェアが35%以下）の記述があるが、欧米のガイドラインにこのような記載はない。
- ・ 米国は、セーフハーバー基準は存在せず、違法性推定基準が設けられている。

## 日本の企業結合ガイドラインの特徴（日本経済の実態等に即し多様な要素を考慮）

日本の企業結合ガイドラインにおいては、以下のとおり、外国事業者からの競争圧力、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力等の様々な競争圧力を考慮する旨明示するとともに、産業構造の変化や市場縮小等の日本経済の実態等を踏まえた場合の考え方についても明示している。

また、問題解消措置について、構造的措置が原則であるものの、行動的措置が妥当な場合もある旨明示している。（これらについては、必ずしも欧米のガイドラインでは明示されていないものもある（以下の下線部分）。）

公正取引委員会では、企業結合ガイドラインに基づき、日本経済の実態等を踏まえた企業結合審査を実施している。

- ①国境を越えて市場が画定される場合の考え方を明示（事例はスライド20参照）
- ②外国の事業者からの競争圧力（輸入圧力）を適切に考慮（事例はスライド21参照）
- ③隣接市場からの競争圧力を適切に考慮（事例はスライド21参照）
- ④需要者からの競争圧力について幅広く考慮（事例はスライド21参照）
  - － 取引先である需要者間の競争が活発であれば需要者からの競争圧力が働く要因となり得ること等を明示。
- ⑤当事会社グループの経営状況を適切に考慮（事例はスライド21参照）
  - － 独占禁止法上問題となるおそれが小さいとの判断に関し、当事会社の一方の会社全体が破綻している場合だけでなく、一事業部門が破綻している場合についての考え方も明示。
  - － 当事会社の一方（その事業部門を含む）が破綻はしていないものの業績不振である場合に、当該当事会社の事業能力が弱いこと（それだけ企業結合が競争に与える影響が小さいこと）を考慮する旨明示。
- ⑥産業構造の変化、市場縮小の影響を適切に考慮（事例はスライド21参照）
  - － 需要が継続的構造的に減少しており、競争者の供給余力が十分である場合には、当事会社グループの価格引上げに対する牽制力として考慮。
  - － 産業構造の変化等に伴う需要の減少により市場が縮小している商品（既存商品）について、競合品（新規商品）が当該商品に対する需要を代替する蓋然性が高い場合は、競争を促進する要素として評価。
  - － 需要が減少して継続的構造的に需要量が供給量を大きく下回り、需要者からの競争圧力が働いている場合には、当事会社グループが価格等のある程度自由に左右することをある程度妨げる要因として考慮。
  - － 複数の事業者が事業活動を行うと、効率的な事業者であっても採算が取れないほど市場規模が十分に大きくない場合、企業結合により1社となっても競争を実質的に制限することとはならない旨明示。
- ⑦問題解消措置で行動的措置が妥当な場合もあると明記（事例はスライド21参照）
  - － 問題解消措置は構造的措置が原則であるが、行動的措置が妥当な場合もある旨明示。

## ■ 「問題解消措置」とは？

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合においても、当事会社が**一定の適切な措置**を講じることにより、その問題を解消することができる場合がある。

### 問題解消措置の例

- 事業譲渡・結合関係の解消
- コストベース引取権の設定
- 輸入・参入に必要な設備等の提供
- 情報遮断措置等
- 差別取扱い等の禁止

## 主要国の処理状況（合併禁止決定等の件数）

(注1)			H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
米 国	司法省反ト ラスト局(注 2)	合併事案に係る 訴訟提起の件 数	15	11	9	11	8	11	10	1	0	—
	連邦取引 委員会 (注3)	合併事案に係る 同意命令、訴訟 提起及び審判 開始決定の件 数	21	17	17	12	17	11	18	6	6	—
EU (注 4)	合併禁止決定の件数		1	2	0	3	0	0	2	1	0	0
	問題解消措置を条件に認めた 件数		25	20	23	16	16	11	12	9	8	7
日 本	排除措置命令の件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	問題解消措置を条件に認めた 件数		3	6	8	4	6	3	1	1	3	4 (注5)

(注1) 会計年度 米国:10月(前年)~9月 EU:1月~12月 日本:4月~3月(翌年)

(注2) 司法省反トラスト局が公表している統計資料、及びHSR法(ハート・スコット・ロディノ法)各年度年次報告を参照。

(注3) 連邦取引委員会が公表している統計資料を参照。

(注4) 欧州委員会競争総局が公表している統計資料を参照。

(注5) 令和7年11月時点。

## 市場シェア100%となっても企業結合を認めた事例

- ・R4年度 古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け  
※3つの取引分野において市場シェアが100%となったが、類似品への切替えが進んでおり、需要が減少傾向にあること(隣接市場又は間接的な隣接市場からの競争圧力)等を考慮して認めた。
- ・H22年度 北越紀州製紙(株)による東洋ファイバー(株)の株式取得  
※市場シェアが100%となったが、類似品への切替えが着実に進行していること(隣接市場からの競争圧力)を考慮して認めた。
- ・H21年度 パナソニック(株)による三洋電機(株)の株式取得  
※3つの取引分野において市場シェアが100%となったが、問題解消措置、韓国及び中国からの輸入、ユーザーからメーカーへの価格要請の状況(需要者からの競争圧力)等をそれぞれ考慮して認めた。

## 海外企業との国際競争に直面している国内で寡占的な日本企業同士の企業結合事例

- ・R7年度 今治造船(株)によるジャパンマリニュナйтеッド(株)の株式取得  
→ 外航船(造船)
- ・R2年度 今治造船(株)及びジャパンマリニュナйтеッド(株)による商船の設計及び販売に係る共同出資会社の設立等  
→ 外航船(造船)
- ・H29年度 川崎汽船(株)、(株)商船三井及び日本郵船(株)による定期コンテナ船事業の統合  
→ コンテナ船事業
- ・H28年度 出光興産(株)による昭和シェル石油(株)の株式取得及びJXホールディングス(株)による東燃ゼネラル石油(株)の株式取得  
→ 石油製品
- ・H23年度 新日本製鐵(株)と住友金属工業(株)の合併  
→ 鉄鋼製品
- ・H23年度 (株)ジャパンディスプレイによるソニーモバイルディスプレイ(株)、東芝モバイルディスプレイ(株)及び(株)日立ディスプレイズの株式取得  
→ 液晶ディスプレイ

**国境を越えた市場を画定して企業結合を認めた事例（令和2年度から令和7年11月時点）**

	案件	分野
1	今治造船(株)によるジャパンマリユナイテッド(株)の株式取得（R7年度）	外航船（造船）
2	ノボホールディングス・エーエス及びキャタレント・インクの統合（R6年度）	各種CDMOサービス
3	ヒューレット・パッカード・エンタープライズ・カンパニー及びジュニパー・ネットワークス・インクの統合（R6年度）	データセンタースイッチ、キャンパススイッチ及び無線LANアクセスポイント
4	シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収（R6年度）	<b>各種半導体設計解析ソフトウェア（半導体）</b> 及び各種光学設計用ソフトウェア
5	ANAホールディングス(株)による日本貨物航空(株)の株式取得（R6年度）	日本発着の各路線の国際航空貨物運送事業
6	(株)大韓航空によるアジアナ航空(株)の株式取得（R5年度）	日本発着の各路線の国際航空旅客運送事業 及び日本発着の各路線の国際航空貨物運送事業
7	(株)リケンと日本ピストンリング(株)による共同株式移転（R4年度）	<b>ピストンリング（船用工業）</b>
8	ペガサス・ホールディングス・スリー・エルエルシーによるテネコ・インクの株式取得（R4年度）	多結晶質アルミナ繊維
9	今治造船(株)及び日立造船(株)による大型船用エンジン事業に係る共同出資会社の設立（R4年度）	外航船（造船）
10	マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合（R4年度）	PC向けOS提供事業
11	グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得（R3年度）	<b>各種シリコンウェーハ（半導体）</b>
12	D I C(株)によるB A S Fカラー&エフェクトジャパン(株)の株式取得（R2年度）	各種顔料
13	アナログ・デバイセズ・インクによるマキシム・インテグレートッド・プロダクツ・インクの株式取得（R2年度）	<b>各種汎用アナログIC（半導体）</b>
14	グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合（R2年度）	腕時計型ウェアラブル端末用OS及びスマートフォン用OS
15	今治造船(株)及びジャパンマリユナイテッド(株)による商船の設計及び販売に係る共同出資会社の設立等（R2年度）	外航船（造船）

（注）経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）第1条により特定重要物資として指定されているものに関連する分野を太字にしている。

# 過去の企業結合事例③

## 海外からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

### ・R5年度 三井化学(株)及び旭化成(株)による不織布事業の統合

※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約45%(第1位)。このほか、シェア約25%、約20%などの事業者が国内に存在。)  
⇒近年中国や韓国からの輸入が増加し、主要輸入国からの輸入通関税も廃止されていることから、輸入圧力があるとして認めた。

## 隣接市場からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

### ・R6年度 前田工織(株)による三井化学産資(株)の株式取得

※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約85%(第1位)。このほか、シェア約5%の事業者2社が国内に存在。)  
⇒対象商品を用いる工法の割合は大きくなく、他の工法が存在することから、間接的な隣接市場からの競争圧力があるとして認めた。

## 需要者からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

### ・R5年度 三菱電機(株)及び三菱重工業(株)による発電機事業の統合

※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約50%(第1位)。このほか、シェア約25%、約5%などの事業者が国内に存在。)  
⇒需要者である電力会社は、適正と考えられる価格水準を算出できるなど価格交渉力を有することから、需要者からの競争圧力があるとして認めた。

## 効率性を勘案して企業結合を認めた事例

### ・R6年度 (株)クボタによる日本鑄鉄管(株)の新設製造子会社の株式取得

※当事会社が主張した二酸化炭素排出量削減による効率性の向上について、グリーンGLIに沿って検討し、効率性の3要件を満たすと認めた。

## 当事会社グループの経営状況を勘案して企業結合を認めた事例

### ・H30年度 (株)USEN-NEXT HOLDINGSによるキャンシステム(株)の株式取得

※当事会社グループの合算市場シェアがほぼ独占となる(約90%(第1位)。このほか、シェア約5%以下の事業者が国内に存在。)  
⇒当事会社が債務超過であることなどから、近い将来市場から退出する蓋然性が高いとして認めた。

## 一定の取引分野の規模を勘案して企業結合を認めた事例

### ・H30年度 (株)ふくおかフィナンシャルグループによる(株)十八銀行の株式取得



※当事会社グループ以外の競争者が実質的に存在しない離島地域が存在する。  
⇒特定の経済圏における市場規模が極めて小さく、複数の事業者による競争を維持することが困難であるとして認めた。

## 問題解消措置を条件に企業結合を認めた事例

### ・R6年度 (株)クボタによる日本鑄鉄管(株)の新設製造子会社の株式取得

※当事会社グループ間において機微情報が共有されないよう、機微情報へのアクセス制限、異動制限等を講じる等の行動的措置の問題解消措置を条件に認めた。

## 公正取引委員会の相談窓口

相談内容	担当	ウェブサイト
事業者・事業者団体が自ら行おうとする商品又は役務の取引、知的財産の利用、自主基準・自主規制、共同事業等に係る個別具体的な事業活動についての相談	相談指導室 03-3581-5481	
株式取得、合併等の企業結合についての届出・相談	企業結合課 03-3581-3719	

## 相談事例集の公表

公正取引委員会は、事業者等の独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談の概要を取りまとめ、相談事例集として毎年公表しています。

## 企業結合審査ガイドブックの作成

公正取引委員会は、企業結合審査の概要はもちろんのこと、手続の流れなどを図を用いて分かりやすく網羅的に解説するガイドブックを作成し、令和7年6月11日に公表しました。  
[https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu\\_files/kigyoketsugo.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/kigyoketsugo.pdf)



# 経済安全保障と独占禁止法に関する事例集

経済安全保障に関連する想定事例として、経済産業省及び国土交通省から提示された15の事例について、提示された内容を前提に、公正取引委員会が独占禁止法上の考え方を示すものである。

ただし、最終的な独占禁止法上の問題の有無については、個別具体的な事案ごとに評価されることに留意する必要がある。また、海外競争法や他の規律についても留意する必要がある。

なお、独占禁止法の基本的な考え方については、「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」を参照。

令和7年11月20日

公正取引委員会・経済産業省・国土交通省

# 目次

## 1. 背景

- ・第6回経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議 . . . . . P3
- ・想定される企業間連携 . . . . . P4

## 2. 想定事例

情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務提携・買収提案に関する情報交換（事例①） . . . . . P7,8 ex. 電子機器や高機能素材等</li> <li>・流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換（事例②） . . . . . P9,10 ex. 電子機器や高機能素材等</li> <li>・アンチダンピング申請に関する情報交換（事例③） . . . . . P11,12 ex. 金属</li> <li>・市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換（事例④） . . . . . P13,14 ex. 自動車内燃機関部品</li> <li>・市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換（事例⑤） . . . . . P15,16 ex. 素材産業等</li> </ul>	企業結合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寡占市場における企業結合（事例⑨） ※事例①⑥⑦の発展事例 . . . . . P27,28 ex. あらゆる新工ネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品</li> <li>・市場が縮小する事業に関する統廃合（事例⑩） ※事例⑤の発展事例 . . . . . P29,30 ex. 素材産業等</li> <li>・過剰供給市場におけるポートフォリオ調整（事例⑪） . . . . . P31,32 ex. 素材産業等</li> <li>・事業の安定性・持続性を考慮した業界再編（事例⑫） . . . . . P33,34 ex. あらゆる新工ネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品</li> <li>・競争力を維持・確保するための統合・合併（事例⑬） . . . . . P35,36 ex. 造船・船用工業</li> <li>・国内で寡占的な複数事業者の統合・合併（事例⑭） . . . . . P37,38 ex. 造船・船用工業</li> </ul>		
	共同行為		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要原材料の調達に関する情報交換及び共同調達（事例⑥） . . . . . P19,20 ex. 他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等）</li> <li>・供給が限られる製品等の川下市場への配分（事例⑦） . . . . . P21,22 ex. 他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等）</li> <li>・競争力を維持・確保するための共同行為（事例⑧） . . . . . P23,24 ex. 造船・船用工業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他社との共同研究開発の制限（事例⑮） . . . . . P41,42</li> </ul>

## 3. 参考資料

. . . . . P43

# 経済安全保障を推進するに当たっての独占禁止法の論点

(第6回経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議 (2025年4月15日))

- 安全保障環境が複雑化する中で、日本企業は以下のようなリスクに直面しており、我が国の自律性、不可欠性を喪失するリスクがある。
  - (1) 国家紛争・自然災害・疫病等による重要物資の供給途絶
  - (2) 供給停止等の経済的威圧や取引への国家介入、また、その結果としての技術移転強要
  - (3) 他国企業の高度技術獲得、さらに大規模な国家補助金等を背景とした過剰供給による競争過熱による事業性の悪化
- これらの脅威・リスクに対応するためには、中長期かつ大規模な投資が必要になるとともに、サプライチェーン全体や企業間での情報交換や特定の技術・製品を有する企業間の連携・再編が一層重要になっている。
  - (例) ①日系下位企業への海外企業からの買収提案を通じた情報漏洩の防止や国内での企業再編
  - ②競合他社間や垂直的取引の相手方等、企業が属するサプライチェーンでの情報交換や共同行為を通じた技術管理
  - ③海外依存度が高い原材料の安定的な調達のための企業間での連携 (情報交換、共同調達)
- 一方で、産業界からは以下のような声もある。
  - ①外国の過剰供給やサプライチェーンの独占化が懸念されている中で、国内企業がこれに対抗すべく、中長期かつ大規模な投資を行うための企業統合を行う必要性が高まっているにも関わらず、企業結合規制に抵触するおそれがあるとの漠然とした懸念などを理由に、企業において企業結合のオプションが検討の俎上に上りづらい
  - ②企業間で交換する情報の内容によってはカルテル違反のおそれがあるとの漠然とした懸念などを理由に、企業の法務部や弁護士が独占禁法を理由に保守的な判断を下す傾向とあいまって、企業間の対話を躊躇してしまう
- 市場における事業者間の公正かつ自由な競争を維持し、一般消費者の利益を確保することは重要。経済安全保障を推進する観点からは、外国の過剰供給や優位性技術の流出によって、日本企業のグローバルな競争優位性が失われることを防止するのも重要であり、事業者間における情報交換、連携、再編といった経済安全保障の観点から実施する行為について、独占禁法上の基本的な考え方を整理し、産業界に周知を行うことが必要ではないか。

# 想定される企業間連携

- 我が国が技術優位性を持つ領域（電子機器、高機能素材等）について、技術流出の防止や国際競争力の向上のために必要な企業間連携
- 海外依存度の高い原材料（重要鉱物等）について、安定的な供給確保に必要な企業間連携
- 国内事業者の撤退や人手不足等により、海外への発注割合が上昇している産業（造船・舶用）について、国内のサプライチェーンの維持に必要な企業間連携

## 経済安全保障上重要な物資・技術 (経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプランにもとづく例)

		① 破壊的技術革新が進む領域 (技術優位性の創出)	② 我が国が技術優位性を持つ領域 (機微技術の流出・拡散防止)	③ 対外依存の領域 (過剰依存構造の防止・是正)
コンピューティング	計算資源ソフトウェアレイヤー	量子コンピュータ AI	組み込みソフトウェア・システム	クラウド
	基盤技術レイヤー 製造SCレイヤー	先端・次世代半導体 先端後工程 光電融合 PFAS代替	高性能パワー半導体 高性能な電子部品 マイコン 半導体製造装置・部素材	一般的な電子部品 一般的なレガシー半導体
	その他		光ファイバー 海底ケーブル 複合機	PC・スマホ・タブレット
クリーンテック	くらし分野	全固体電池 固体電解質	液体リチウム電池(三元系) 正負極バインダー	液体リチウム電池(LFP) 重要鉱物 (エネルギー転換に不可欠な銅をはじめ、リチウム、ニッケル、コバルト、黒鉛、等)
	エネルギー分野	次世代型太陽電池(ペロブスカイト) フュージョンエネルギー(部素材等)	ヨウ素 封止技術 原子力機器・部素材等製造技術(重要機器・部品)	
	産業分野		水素還元 製鉄技術	
バイオテック	バイオものづくり	大量培養・発酵生産技術 微生物・細胞設計プラットフォーム	分析装置 分離・精製技術(分離膜など)	
	医療機器	SaMD等のデジタル領域 血管内治療	CT/MR/内視鏡 検査機器	人工呼吸器 基礎的医療機器(ガーゼ・シリンジ等) 生体計測機器 パースメーカー等の治療機器
	医薬品	遺伝子編集・合成	細胞治療薬の製造(iPS細胞等)	後発医薬品製造・原料(抗菌性物質製剤など)
3分野以外	防衛・宇宙	防衛・宇宙分野の先端技術、重要機器・部品等	航空機部素材等(炭素繊維・エンジン用素材) 人工衛星・ロケット	航空機部素材等(大型鍛造・鋳造) 人工衛星・ロケット
	基盤技術等		工作機械・産業用ロボット 産業用データ 品質安定化ノウハウ・すり合わせ技術	永久磁石

(出所)

左図：経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン再改訂（5月30日）7ページ図表7（経済産業省）  
 右図：サプライチェーン強靱化の取組（重要物資の安定的な供給の確保に関する制度）の認定実績（2025年10月29日時点）（内閣府）  
[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/supply\\_chain/supply\\_chain.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html)

## 経済安全保障推進法における特定重要物資

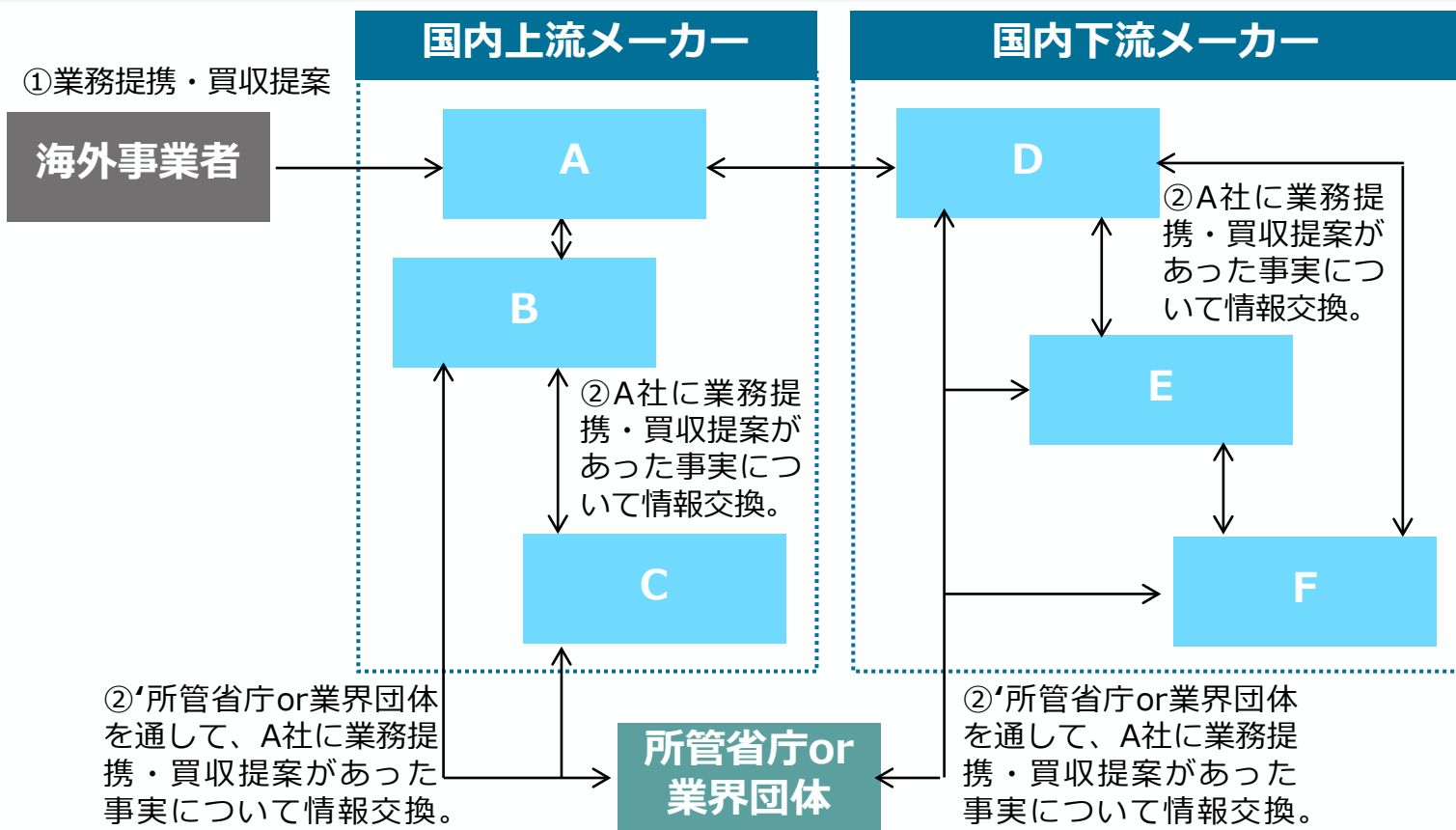
<b>抗菌性物質製剤</b> （厚労）（2件認定） 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄 ・βラクタム系抗菌薬	<b>肥料</b> （農水）（12件認定） 備蓄 ・りん酸アンモニウム ・塩化カリウム	<b>船舶の部品</b> （国交）（10件認定） 生産基盤強化 ・エンジン（2ストローク・4ストローク） ・クランクシャフト ・ソナー ・プロペラ
<b>半導体</b> （経産）（26件認定） 生産基盤強化、原料の供給基盤強化 ・従来型半導体 ・半導体製造装置（部素材含む） ・半導体部素材（部素材含む） ・半導体原料（黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等）	<b>蓄電池</b> （経産）（35件認定） 生産基盤強化、技術開発 ・蓄電池 ・蓄電池製造装置 ・蓄電池部素材	<b>航空機の部品</b> （経産）（18件認定） 生産基盤強化、研究開発等 ・大型鍛造品 ・CMC ・炭素繊維 ・鋳造品 ・SiC繊維 ・スポンジタン
<b>永久磁石</b> （経産）（5件認定） 生産基盤強化、技術開発等 ・ネオジム磁石 ・サマリウムコバルト磁石 ・省レアース磁石	<b>先端電子部品</b> （経産）（4件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・MLCC・フィルムコンデンサ ・SAWフィルター・BAWフィルター ・電子部品製造装置（部素材含む） ・電子部品部素材（部素材含む）	<b>工作機械・産業用ロボット</b> （経産）（5件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・CNC ・減速機 ・リニアガイド ・鋳物代替素材（ミネラルキャスト） ・サーボ機構 ・PLC ・リニアスケール ・CNCシステム ・ボールねじ
<b>重要鉱物</b> （経産）（6件認定） 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発 ・マンガ ・リチウム ・ガリウム ・タングステン ・ニッケル ・グラファイト ・ゲルマニウム ・フッ素 ・コバルト ・レアース ・ウラン	<b>可燃性天然ガス</b> （経産）（1件認定） 戦略的余剰液化天然ガスの確保 ・天然ガス	<b>クラウドプログラム</b> （経産）（11件認定） プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備 ・基盤クラウドプログラム ・高度な電子計算機

# 情報交換に関する想定事例



# (事例①) 業務提携・買収提案に関する情報交換

- 海外事業者により、サプライチェーン上重要な部品・素材メーカーに対する業務提携（他国への生産拠点の移転や技術供与等）や買収の提案がなされたところ、国内メーカー間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、海外事業者からの当該提案の事実に関して情報交換を行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：業務提携や買収に伴う、我が国メーカーの優位技術流出・国内生産基盤毀損を防ぐ必要がある。



**想定業種・製品**

電子機器や高機能素材等

**論点**

- 海外事業者より業務提携・買収提案がなされていることに関する情報を事業者間で共有することが独占禁止法上問題となるか。
- 所管省庁・業界団体を通じて、上記情報を共有する場合はどうか。

海外事業者から国内事業者に対する業務提携や買収の提案がなされた際に、国内事業者間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、海外事業者からの当該提案の事実に関して情報交換を行う事例



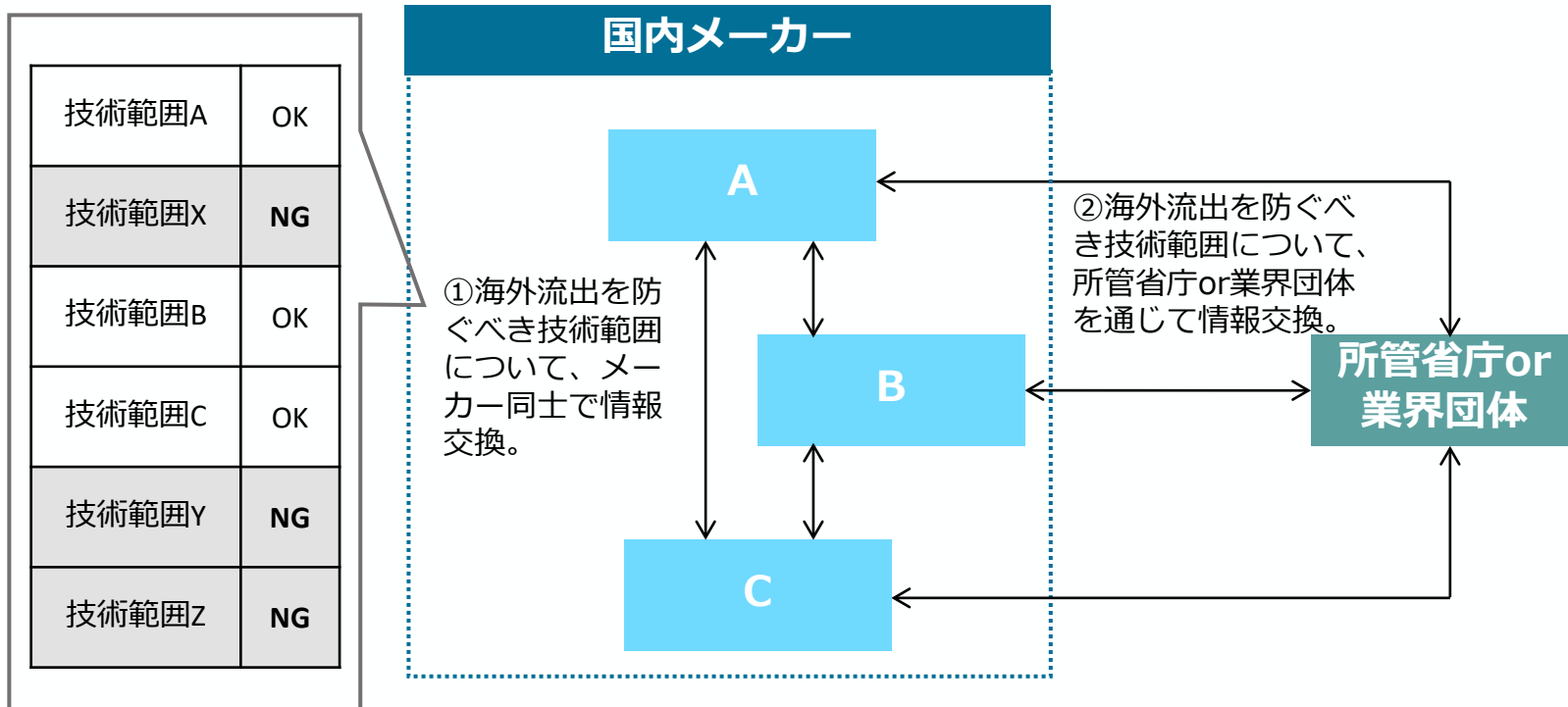
## <独占禁止法上の考え方>

- 海外事業者から業務提携や企業結合の提案を受けた事業者が、当該提案がなされた事実について、他の事業者、所管省庁又は業界団体との間で情報交換・共有することは、通常、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」第1の1  
「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」第2の9

## (事例②) 流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換

- 日本が優位性を持つ技術について、国内メーカー間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、当該技術分野における海外流出を防ぐべき技術の範囲に関して情報交換を行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：仮に1社でも技術提供すると、日本の技術優位性や国際競争力が低下する可能性があるため、あらかじめ業界内で守るべきコアコンピタンスに関する認識合わせをしておく必要がある。



### 想定業種・製品

電子機器や高機能素材等

### 論点

- 海外事業者への流出を防ぐべき技術の範囲について、事業者間で情報交換を行うことが独占禁止法上問題となるか。
- 所管省庁・業界団体を通じて、上記情報を共有する場合はどうか。

国内事業者が優位性を持つ技術について、国内事業者間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、当該技術分野における海外流出を防ぐべき技術の範囲に関して情報交換を行う事例



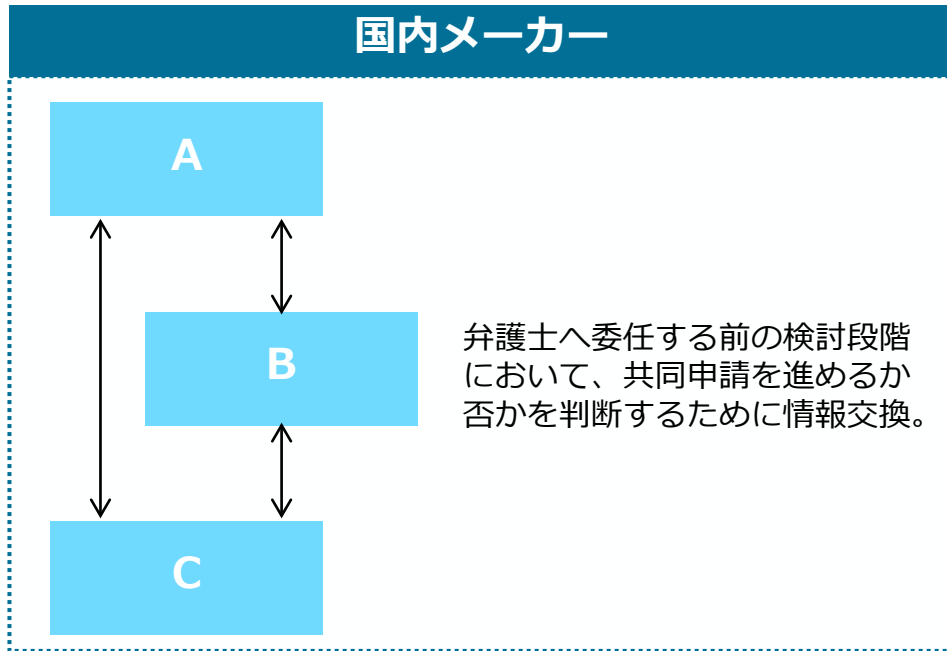
### <独占禁止法上の考え方>

- 重要な技術やノウハウを有する事業者が、海外事業者への流出を防ぐべき重要な技術やノウハウの種類又は用途について、他の事業者、所管省庁又は業界団体との間で情報交換・共有すること自体は、通常、独占禁止法上問題とならない。
- なお、事業者間で、共同して技術やノウハウの内容又は水準について取り決めることにより、技術や製品をめぐる競争に悪影響を及ぼす場合には、技術制限カルテルとして独占禁止法上問題となるおそれがある。

【参考】「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」第1の1  
「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」第2の9  
「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」第3の2

# (事例③) アンチダンピング申請に関する情報交換

- 海外事業者が廉価販売を実施している製品のアンチダンピング措置の共同申請について、当該製品の国内メーカー間で具体的に進めるか決まっておらず、まだ弁護士へ委任していない検討段階において、共同申請を進めるか否かを確認するための情報交換を行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：ダンピングによる国内事業者への損害を取り除き、国内事業者の競争力を保つためにはアンチダンピング申請は重要であり、事業者間で共同申請の実施を決定するためのスムーズな情報共有が必要である。



## 想定業種・製品

金属

## 公正取引委員会による過去の見解

- 「第2回アンチダンピング措置の共同申請及び 団体申請の活用促進に関する研究会」（2020年9月30日）にて、類似の論点について、独占禁止法上の考え方が以下のとおり示されている※。

※[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boeikikanri/trade-remedy/petition/data/dokkinhou\\_20201026.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boeikikanri/trade-remedy/petition/data/dokkinhou_20201026.pdf)

- ✓ 公表情報等の一般的な情報を共有した上でアンチダンピング措置の共同申請の検討を開始するか否かの連絡を行うこと自体は直ちに独占禁止法上問題となるものではない。
- ✓ 共有に当たり、クリーンチームの組成等情報遮断措置を講じる等の配慮が必要とされる情報は、事業者が供給し若しくは供給を受ける商品若しくは役務の価格、数量の具体的な計画や見通し、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容又は予定する設備投資の限度等、事業者の現在又は将来の事業活動に重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報。

海外事業者が廉価販売をしている製品のアンチダンピング措置の共同申請について、検討段階において、国内事業者間で共同申請を進めるか否かを判断するための情報交換を行う事例



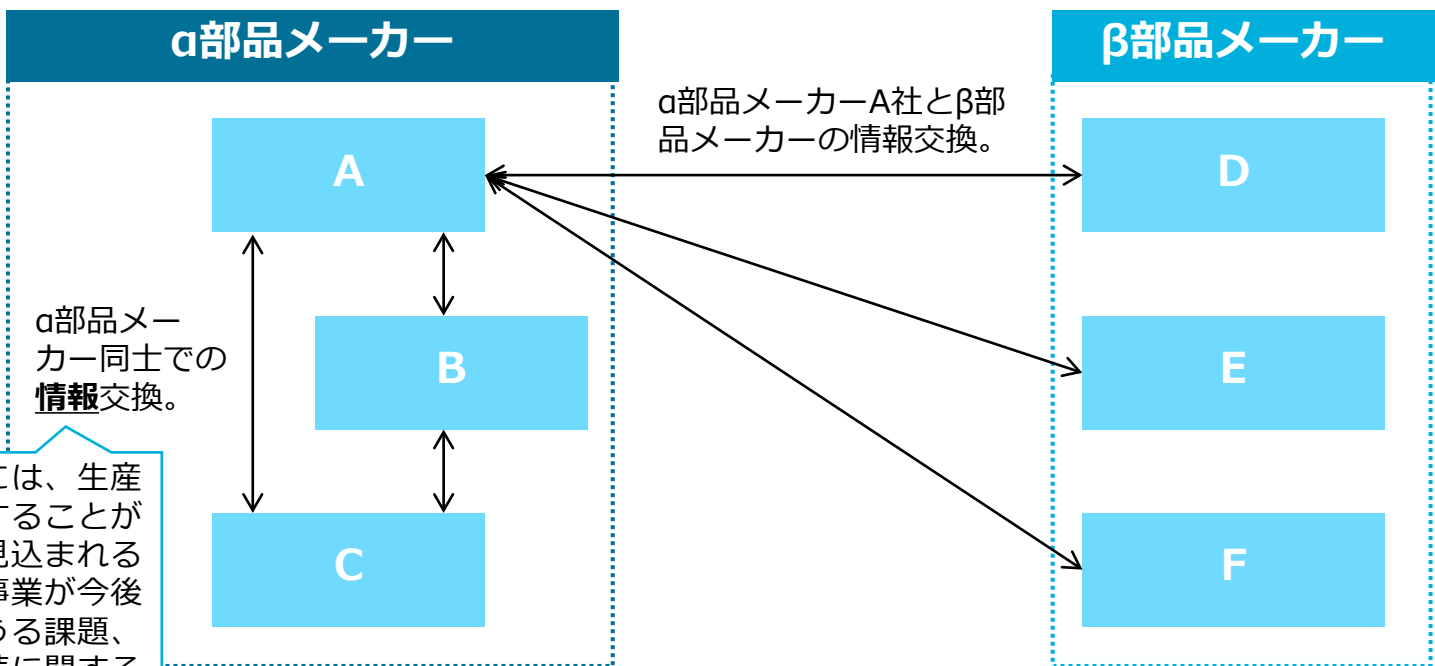
## <独占禁止法上の考え方>

- アンチダンピング措置の共同申請に関する検討状況について、事業者間で情報交換・共有することは、通常、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「アンチダンピング措置の共同申請」における独占禁止法上の考え方について(令和2年9月30日)  
「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」第1の1

# (事例④) 市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換

- 脱炭素化の実現に向けて、製品Xから排出量を低減した製品Yへの事業転換が進められつつある業界において、製品Yに転用できない製品Xの部品（α部品、β部品）は将来的な供給過多が予測されるため、事業者の体力があるうちに事業譲渡等の集約化を図るべく、生産を維持することが必要と見込まれる数量、事業が今後直面しうる課題、操業継続に関する意向等について、事業者間で情報交換を行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：製品Xの部品は日本が技術優位性・国際競争力を持ち、海外事業者が技術獲得を狙う分野であり、技術優位性・国際競争力を維持するには国内企業間での集約化が望ましい。



具体的には、生産を維持することが必要と見込まれる数量、事業が今後直面しうる課題、操業継続に関する意向等を想定。

## 想定業種・製品

自動車内燃機関部品

## 論点

- 事業者間で、情報交換を行うことが独占禁止法上問題となるか。
- 情報交換の際に、具体的に留意すべき事項はなにか（情報の内容や情報交換の際の社内体制等）。

脱炭素化の実現に向けて、製品Xから排出量を低減した製品Yへの事業転換が進められつつある事業分野において、製品Yに転用できない部品は将来的な供給過多が予測されるため、事業者の体力があるうちに事業の集約化を図るべく、生産を維持することが必要と見込まれる数量、事業が今後直面する可能性のある課題及び操業継続に関する意向に関して、国内事業者間で情報交換を行う事例



## <独占禁止法上の考え方>

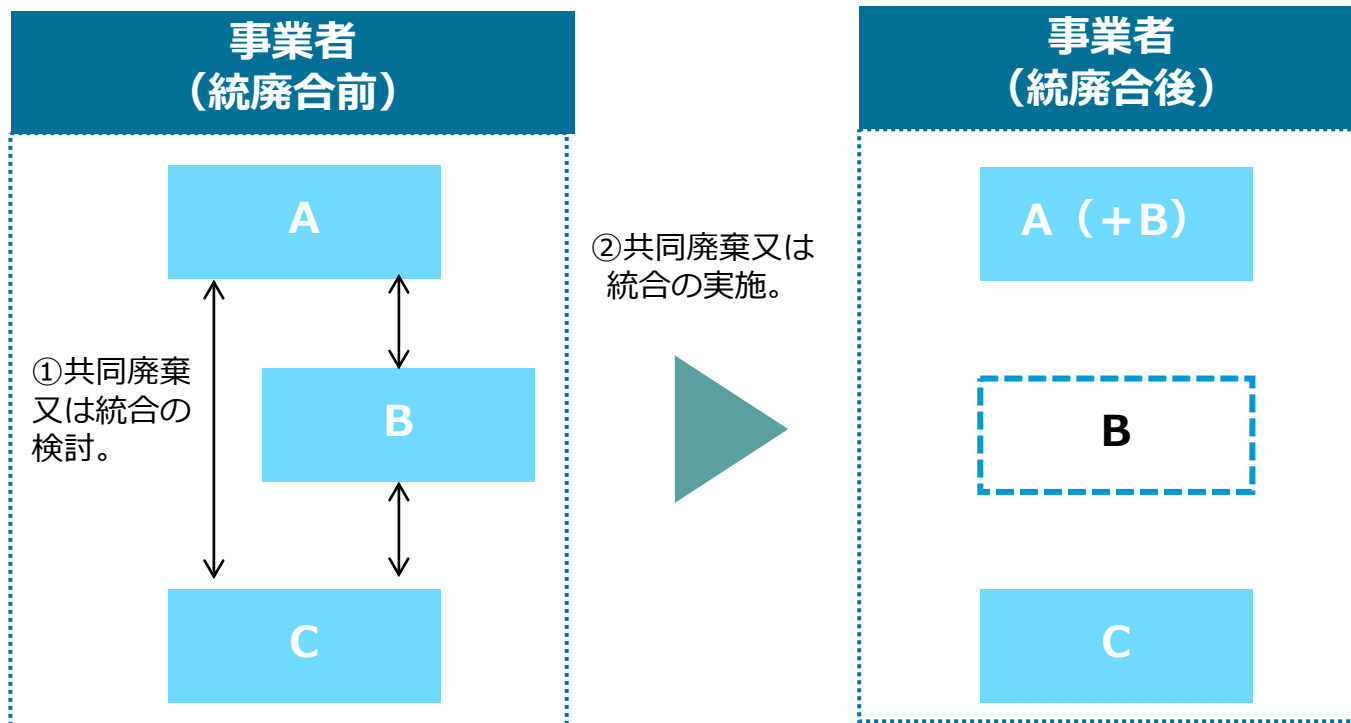
- 将来の生産数量等の重要な競争手段に関する情報交換であっても、事業の集約化の検討に当たり当該情報が合理的に必要な範囲のもので、かつ、必要な情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 他方で、必要な情報遮断措置が講じられることなく、重要な競争手段に関する情報交換によって、将来の生産数量等に関する事業者間の暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあることに注意する必要がある。
- 本件の情報交換に当たり留意すべき事項としては、生産者を誰にするかといった調整やすみ分けが生じないような工夫が必要であることや、競争者に関する情報を社内で共有する際には必要な情報遮断措置(クリーンチームの設置等)を講じることが挙げられる。

(注)クリーンチームとは、一般的に、競争関係にある事業に直接従事し又はその決定に関与していない内部者(非現業者)と外部アドバイザーをメンバーとして構成されるものをいう。

【参考】「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」第1の1、第1の3  
「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」第2章

# (事例⑤) 市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換

- 将来的に需要減少が想定されている事業分野について、需給の均衡がとれている現段階において、事業者間で将来の需要予測・供給予測に基づいたプラント等の共同廃棄又は統合について情報交換する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：将来的に需要減少が想定されている事業分野においては、海外事業者による競争圧力に対抗し、国内産業基盤を維持することが重要であり、国内事業者間でプラント等の共同廃棄又は統合を行うための情報を交換する必要がある。



## 想定業種・製品

素材産業等

## 論点

- 現在の供給量（保管量）や将来の需要予測について事業者間で情報交換することが独占禁止法上問題となるか。

将来的な需要減少が想定されている事業分野について、需給の均衡が取れている現段階において、国内事業者間で将来の需要予測・供給予測に基づいたプラント等の共同廃棄又は統合に関して情報交換を行う事例



## <独占禁止法上の考え方>

- 将来の生産数量等の重要な競争手段に関する情報交換であっても、プラント等の共同廃棄や統合の検討に当たり当該情報が合理的に必要な範囲のもので、かつ、必要な情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 他方で、必要な情報遮断措置が講じられることなく、重要な競争手段に関する情報交換によって、将来の生産数量等に関する事業者間の暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあることに注意する必要がある。

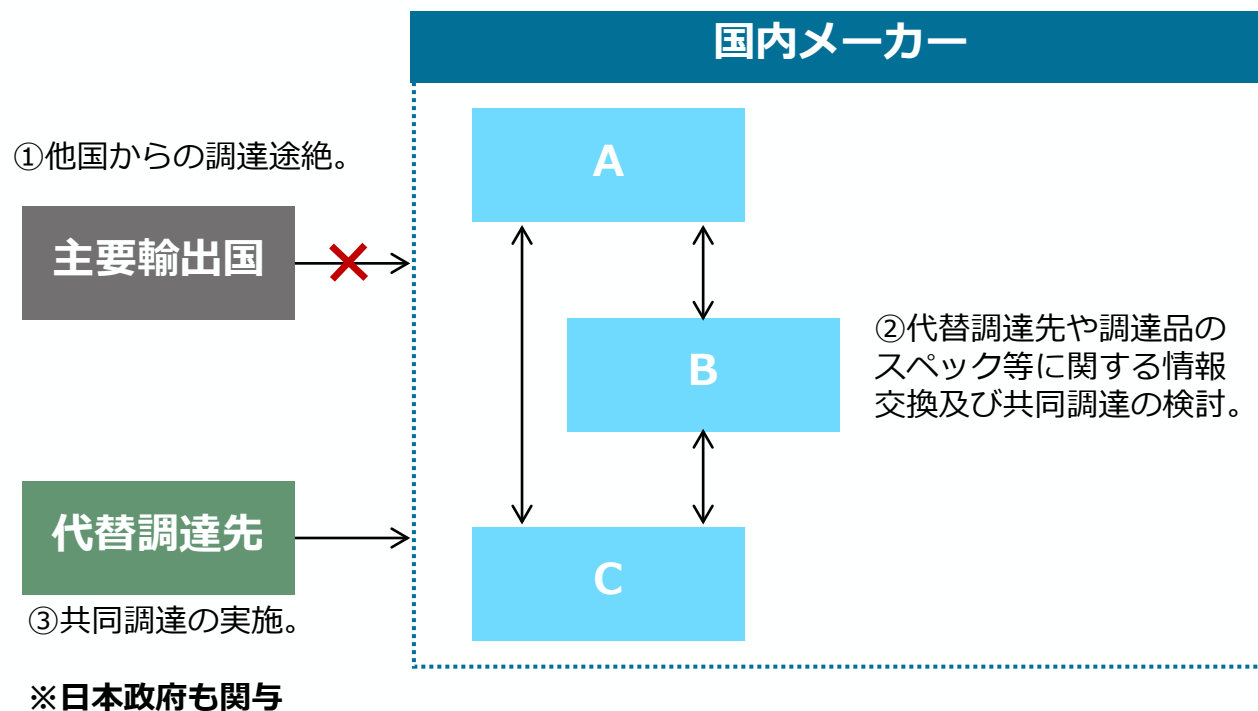
【参考】「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」第1の1、第1の3  
「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」第2章

# 共同行為に関する想定事例



# (事例⑥) 重要原材料の調達に関する情報交換及び共同調達

- 事業に不可欠な重要原材料について、（１）国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより国内メーカーの調達途絶が顕在化した場合又はその蓋然性が高いと政府が認め企業に情報提供した場合に／（２）平時から国内メーカーが調達途絶リスクに備える必要がある場合に、国内メーカー間で当該原材料の代替調達先や調達品のスペック等に関する情報交換及び共同調達を検討・実施する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：海外依存度の高い原材料の供給途絶のリスクに備え、事業者で連携して代替調達先を確保することが重要である。



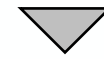
## 想定業種・製品

他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等）

## 論点

- 海外依存度の高い原材料の供給途絶のリスクに備え、事業者間で代替調達先について情報交換・共同調達することが独占禁止法上問題となるか。
  - 共同購入に当たり共有する情報の内容（価格、数量、又はスペック等）により違いはあるか。
  - 関与事業者の原材料調達市場・製品販売市場におけるシェアの程度や製品価格に対する原材料の調達費用の比率により違いはあるか。
  - 共同調達への参加が自由であり制限が課されていないか否かにより違いはあるか。

国内メーカーの事業に不可欠な重要原材料について、(1)国際情勢の著しい変化等の外的ショックによる国内メーカーの調達途絶が顕在化した緊急時の場合又はその蓋然性が高いと政府が認めた場合や、(2)国際情勢の著しい変化等の外的ショックによる国内メーカーの調達途絶リスクに備える必要がある場合において、国内メーカー間で重要原材料の代替調達先やスペック等に関する情報交換及び共同調達の検討・実施を行う事例



## ＜独占禁止法上の考え方＞

(重要原材料の調達途絶が顕在化した緊急時の情報交換・共同調達)〔前記(1)〕

- 国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより、震災時と同程度の調達途絶が発生した緊急時の場合又は震災時と同程度の調達途絶が発生する蓋然性が客観的に高い切迫した状況にあると政府全体で判断した場合の対応として、経済安全保障の確保を目的に、重要原材料の不足が深刻な期間に限り、事業者の間で、調達数量、調達先等の必要な情報に限って情報交換を行い、安定調達のために必要な共同調達を行う場合には、原則として独占禁止法上問題とならない。
- なお、重要原材料の著しい不足が解決された後は、本件共同調達を直ちに終了する必要がある。

(重要原材料の調達途絶リスクに備えた情報交換)〔前記(2)〕

- 将来の調達数量等の重要な競争手段に関する情報交換であっても、重要原材料の調達途絶リスクの検討に当たり当該情報が合理的に必要な範囲のもので、かつ、必要な情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 他方で、必要な情報遮断措置が講じられることなく、重要な競争手段に関する情報交換によって、将来の調達数量等に関する事業者間の暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあることに注意する必要がある。

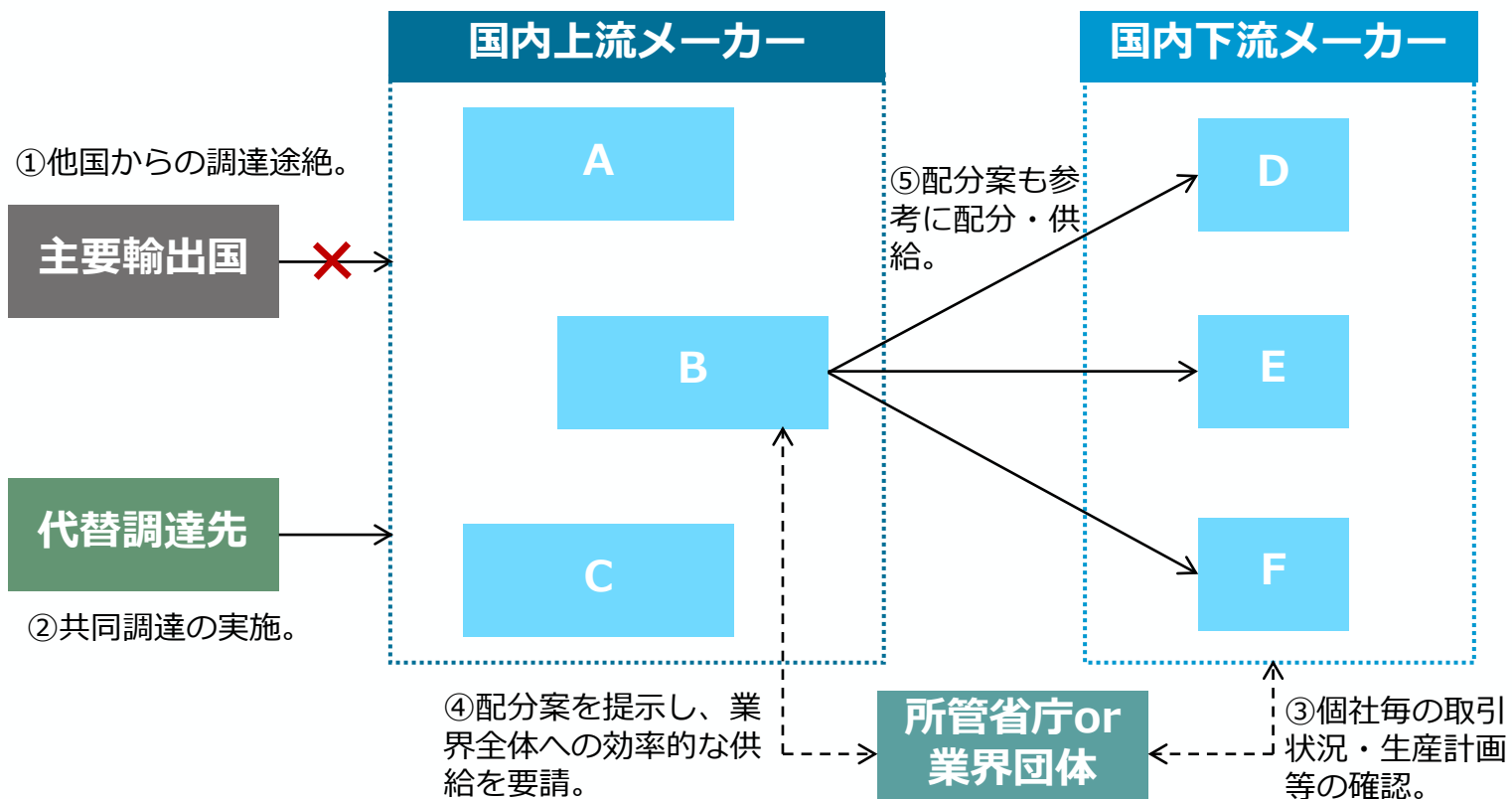
(重要原材料の調達途絶リスクに備えた共同調達)〔前記(2)〕

- 重要原材料の調達市場における参加事業者の購入シェアが低い場合や、製品販売市場における参加事業者の市場シェア又は製造コストに占める重要原材料の調達コストの割合が低い場合、製品販売市場における需要者が対抗的な交渉力を有しているなど需要者からの競争圧力が強い場合等には、原則として独占禁止法上問題とならない。
- なお、本件の共同調達に当たり留意すべき事項としては、共同調達への参加が強制である場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあることに注意する必要がある。

【参考】「震災等緊急時における取組に係る想定事例集」、「東日本大震災に関連するQ&A」問2  
「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」第1の1、第1の3  
「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」第5章

# (事例⑦) 供給が限られる製品等の川下市場への配分

- 事業に不可欠な重要原材料について、国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより調達途絶リスクに接した場合に、代替調達先から共同調達した原材料を使用した製品（調達途絶前の生産量に比して、共同調達後の生産量が過少）を国内下流メーカーに配分して供給する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより調達途絶が発生した場合、国内サプライチェーンにおいて川下で供給途絶や生産量の偏りが発生しないよう効率的に配分することが重要である。



## 想定業種・製品

他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等）

## 論点

- 海外依存度の高い原材料の供給途絶のリスクに備え、当該原材料を使用した製品を、所管省庁・業界団体が決定した配分で供給することは独占禁止法上問題となるか。
- 配分量の決定の際に、留意すべき事項はあるか（合理的な理由なく、特定の国内下流メーカーに偏りが出てはならない等）。

国内メーカーの事業に不可欠な重要原材料について、国際情勢の著しい変化等の外的ショックによる国内メーカーの調達途絶が顕在化した緊急時の場合において、国内メーカーが代替調達先から共同調達した重要原材料を使用した製品について、所管省庁や業界団体が決定した配分で、国内メーカーが供給先に供給を行う事例



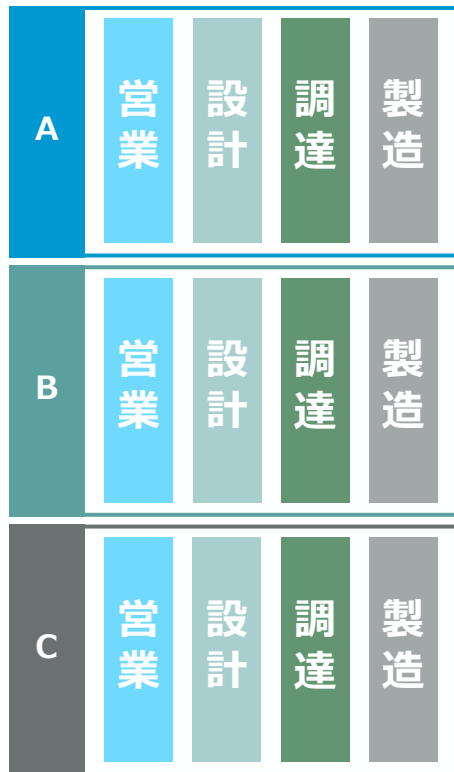
## <独占禁止法上の考え方>

- 国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより、震災時と同程度の調達途絶が発生した緊急時の場合の対応として、経済安全保障の確保を目的に、重要原材料の不足が深刻な期間に限り、所管省庁が直接又は業界団体を通じて決定した配分で事業者が供給先に配分を行う場合には、原則として独占禁止法上問題とならない。
- なお、重要原材料の著しい不足が解決された後は、本件配分を直ちに終了する必要がある。

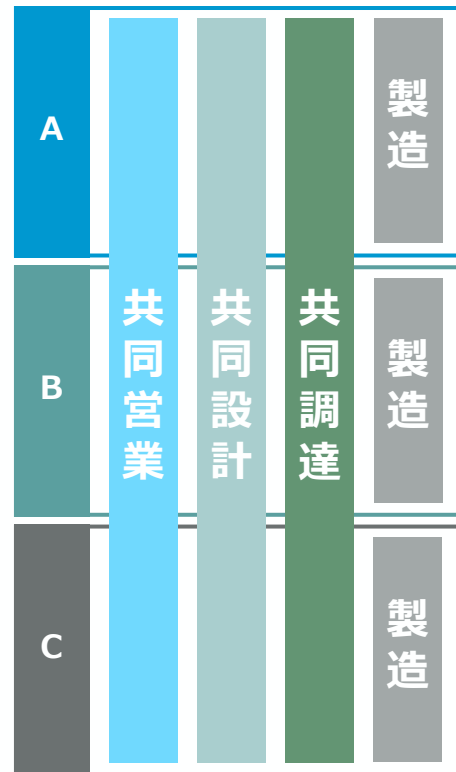
【参考】「震災等緊急時における取組に係る想定事例集」、「東日本大震災に関連するQ&A」問2

# (事例⑧) 競争力を維持・確保するための共同行為

- グローバル市場における競争に晒される中、国内事業者単独では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内競争事業者が共同で営業・設計・調達等を行うとともに、各事業者がその製品の製造を分担して行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：共同で営業・設計・調達等を行うことで生産効率を向上させ、国内事業者の競争力を維持・確保することが必要である。



A社、B社、C社が共同で営業・設計・調達等を実施。



## 想定業種・製品

造船・船用工業

## 論点

- 国内事業者が共同で営業・設計・調達等を行うことが独占禁止法上問題となるか。

グローバル市場における競争状況の中、国内事業者が単独では生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内事業者が共同で製品の営業・設計・調達を行うとともに、各事業者が分担して製品の製造を行う事例



### <独占禁止法上の考え方>

- ①共同事業の内容(製品の価格等の重要な競争手段にどのような影響を与えるか)、②共同事業に参加する事業者の市場シェア(世界市場か国内市場か)、③共同事業の態様(参加や利用を強制するものでないかなど)を総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

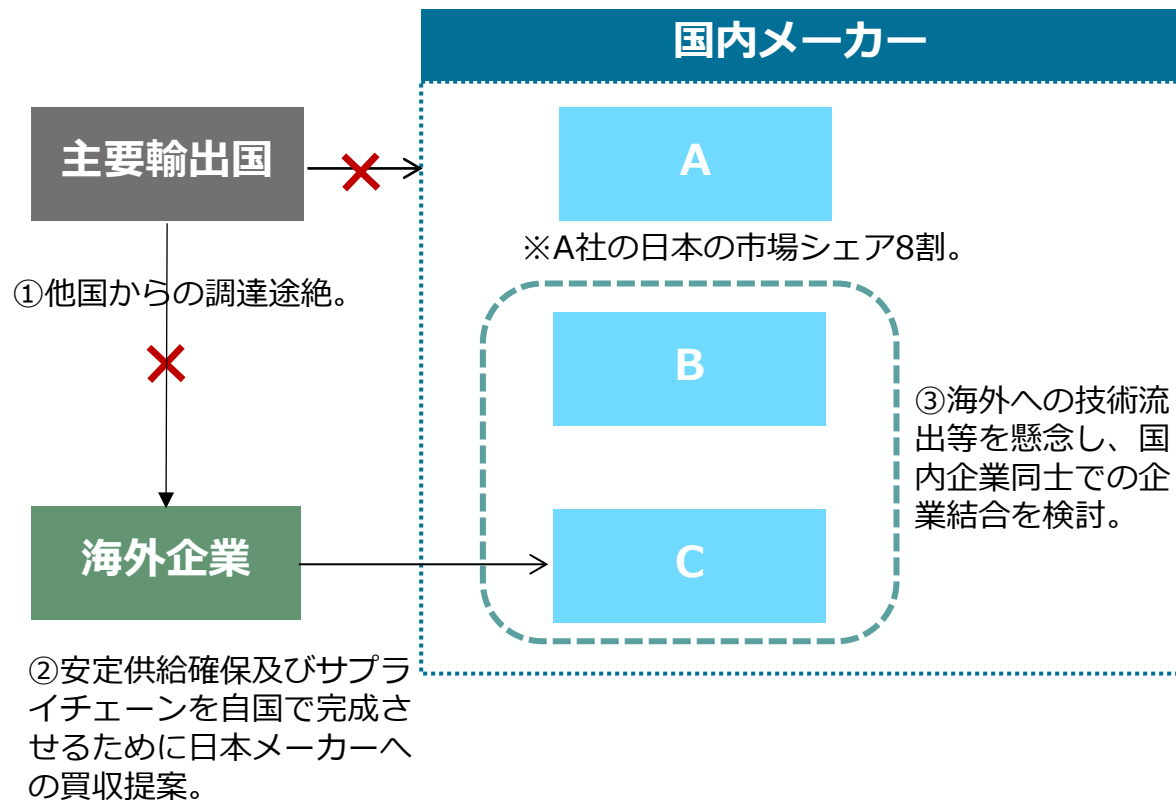
【参考】「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」第2の11

# 企業結合に関する想定事例



- 経済安全保障上重要な物資を製造する国内企業数が限定的であるところ、海外企業からの買収提案がなされた場合に、我が国の自律性・不可欠性を保持するため、国内企業間で企業結合する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：我が国メーカーの優位技術流出・国内生産基盤毀損を防ぐ必要がある。

※A社+B社+C社の合計の世界市場シェアは小さく（1割程度）、太宗は主要輸出国企業。



### 想定業種・製品

あらゆる新工ネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品

### 論点

- 実際に企業結合する際にどのような独占禁止法上の論点があるか。

経済安全保障上、有用な物資を製造する国内企業数が限定的であるところ、海外企業からの買収提案がなされた場合に、我が国の自律性・不可欠性を保持するため、国内企業間で企業結合を行う事例

- ◆ 国内企業3社の世界市場シェアは1割程度で、世界市場シェアの太宗は主要輸出国企業
- ◆ 国内企業A社の国内市場シェアが8割、残るB社とC社が企業結合

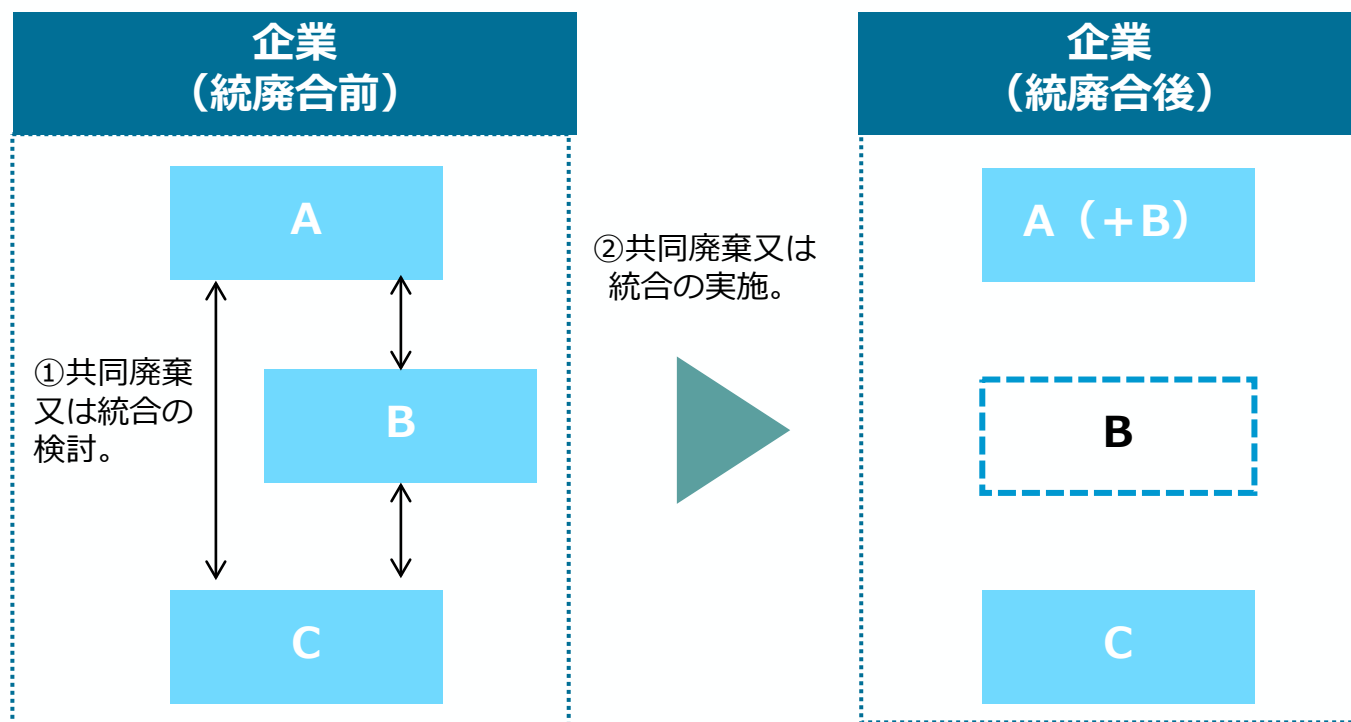


### <独占禁止法上の考え方>

- 世界全体で地理的範囲が画定される場合は、当事会社を含む国内企業3社の世界市場シェア合計が1割程度という状況を踏まえると、セーフハーバー基準に該当する。
- 国内で地理的範囲が画定される場合でも、当事会社の国内市場シェア合計が2割以下という状況を踏まえると、セーフハーバー基準に該当する可能性がある。セーフハーバー基準に該当しない場合でも、セーフハーバー基準を僅かに上回る程度であり、国内企業からの競争圧力も十分に働くと認められることから、競争に与える影響は大きくないと評価できるため、通常、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

- 将来的に需要減少が想定されている事業分野において、需給の均衡がとれている現段階において、企業間で将来の需要予測・供給予測に基づいたプラント等の共同廃棄又は統合を行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：将来的に需要減少が想定されている事業分野においては、海外企業による競争圧力に対抗し、国内産業基盤を維持することが重要であり、国内企業間でプラント等の共同廃棄又は統合を行うための情報を交換する必要がある。



### 想定業種・製品

素材産業等

### 論点

- 実際に共同設備廃棄や事業を統合する際にどのような独占禁止法上の論点があるか。

将来的な需要減少が想定されている事業分野について、需給の均衡が取れている現段階において、国内企業間で将来の需要予測・供給予測に基づいたプラント等の共同廃棄又は統合を行う事例



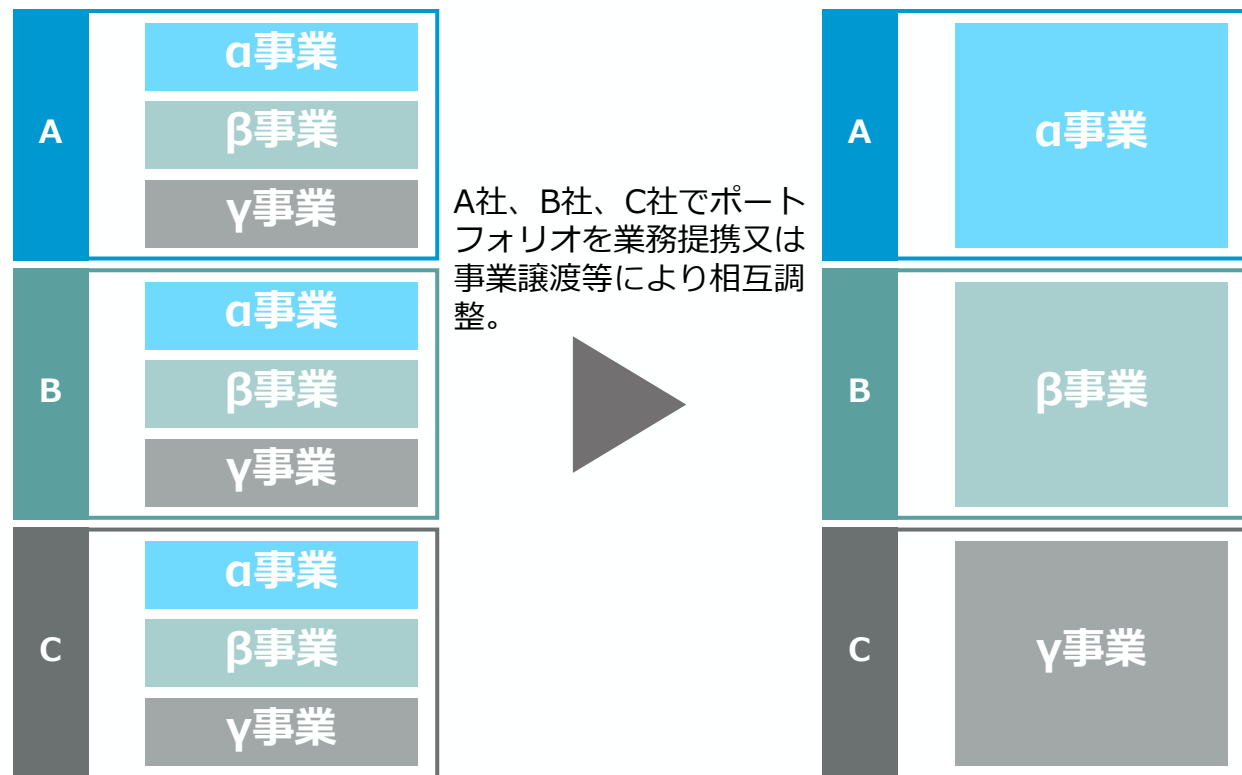
## <独占禁止法上の考え方>

- 海外企業の競争圧力に対抗しなければならないほど海外製品が販売されているという状況を踏まえると、輸入圧力が働く場合が多く、当該輸入圧力が十分大きいと認められる場合は、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 輸入圧力が働くことのみで独占禁止法上問題とならないと判断できないとしても、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③需要者からの競争圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

# (事例①) 過剰供給市場におけるポートフォリオ調整

- 海外企業が過剰供給によって廉価製品を販売することで市場シェアを伸ばしていく中で、国内企業個社では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内企業間で業務提携又は事業譲渡等により、ポートフォリオを相互調整する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：ポートフォリオを相互調整することで生産効率を向上させ、国内企業の競争力を維持・確保することが必要である。



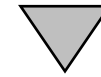
**想定業種・製品**

素材産業等

**論点**

- 企業間でポートフォリオを調整することが独占禁止法上問題となるか。

海外企業が過剰供給によって廉価製品を販売することで市場シェアを伸ばしていく中で、国内企業が単独では生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内企業間で業務提携又は事業譲渡等により、ポートフォリオの相互調整(事業・製品単位で、ある企業から切り離れた事業・製品を他社に統合するといった取組)を行う事例



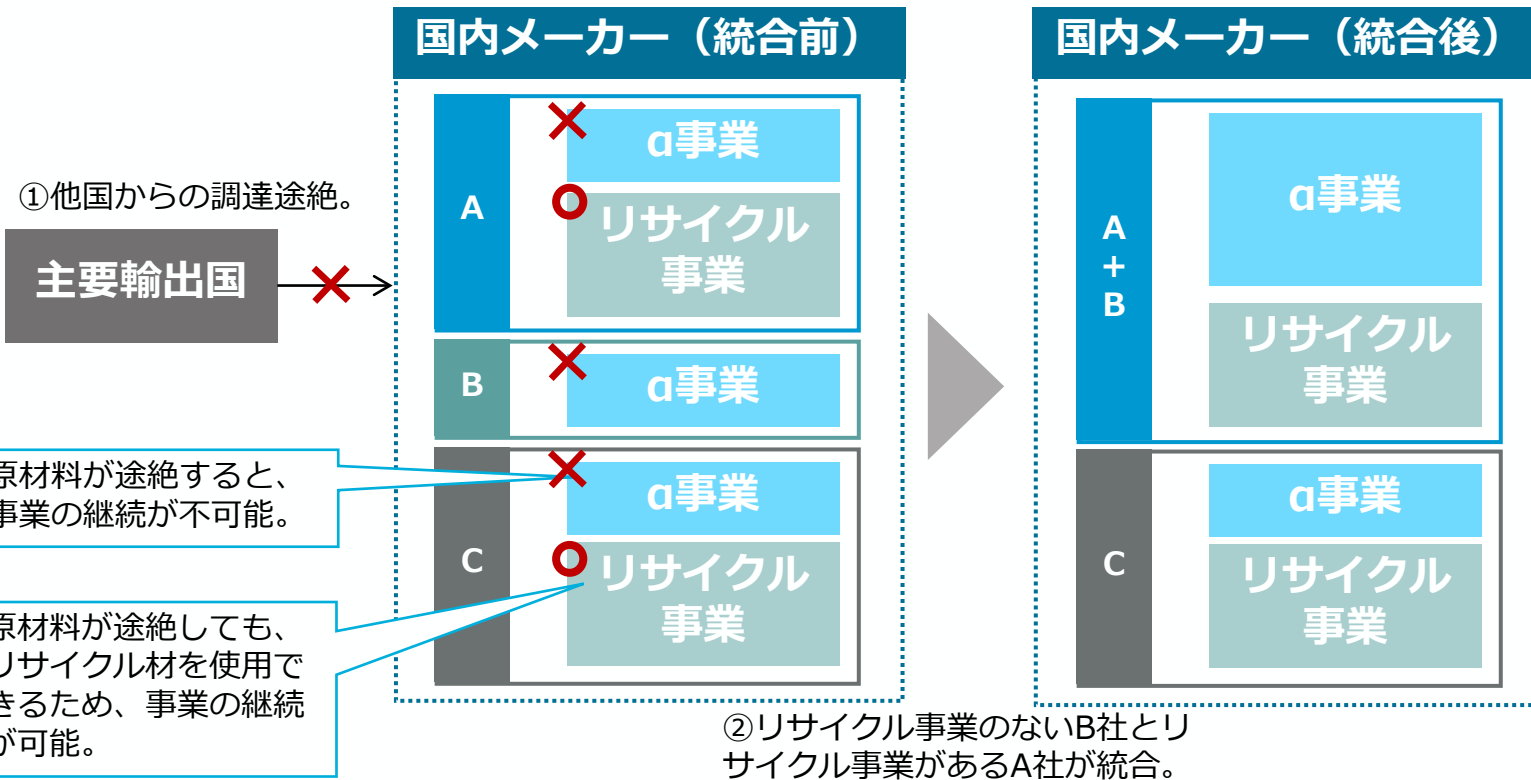
## <独占禁止法上の考え方>

- 海外企業の競争圧力に対抗しなければならないほど海外製品が販売されているという状況を踏まえると、輸入圧力が働く場合が多く、当該輸入圧力が十分大きいと認められる場合は、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 輸入圧力が働くことのみで独占禁止法上問題とならないと判断できないとしても、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③需要者からの競争圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

# (事例⑫) 事業の安定性・持続性を考慮した業界再編

- 事業に不可欠な重要原材料につき、国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより調達途絶リスクに接した場合に当該原材料を使用し、製品Xを製造するa事業だけを行う企業が、a事業に加え、当該原材料の代替となるリサイクル材を使用し、製品Xを製造するリサイクル事業を有する競合他社と統合する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：リサイクル事業を有さない企業は、調達途絶によりa事業の継続ができなくなるため、調達途絶下における供給継続のためにはリサイクル事業を有する企業と統合する必要がある。



## 想定業種・製品

あらゆる新工ネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品

## 論点

- 事業の安定性・持続性を考慮した業界再編が独占禁止法上問題となるか。

事業に不可欠な重要原材料について、国際情勢の著しい変化等の外的ショックによる調達途絶が顕在化した状況において、当該原材料を使用した製品Xの製造事業を有する国内企業が、製品Xの①製造事業及び②リサイクル事業の双方を有する国内競合他社と企業結合を行う事例

◆ リサイクル事業を有する企業とリサイクル事業を有さない企業との企業結合

◆ 重要原材料の調達途絶が発生すると、製造事業の継続は不可能となる一方、リサイクル事業の継続は可能



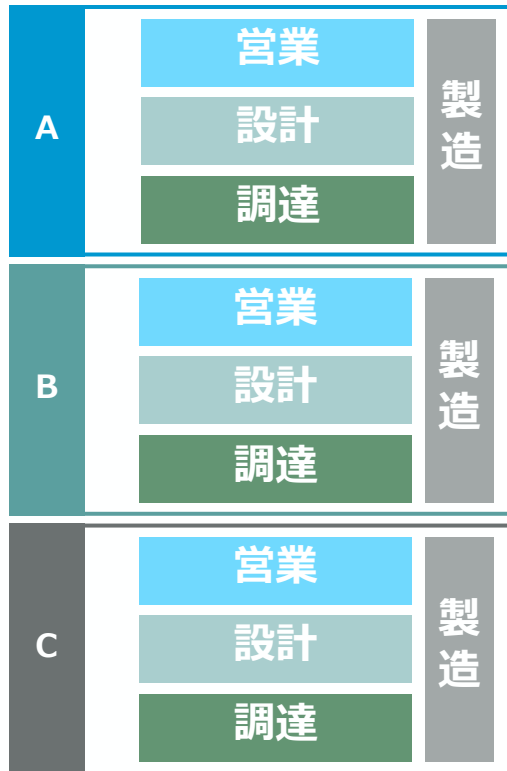
## <独占禁止法上の考え方>

- 調達途絶の影響により、企業結合がなければ近い将来に市場から退出する蓋然性が高いことが明らかであり、競争を実質的に制限することとなるおそれが小さいと評価できる(いわゆる破綻企業の考え方が適用される)可能性がある。
- 破綻企業の考え方が適用される状況ではないとしても、当事会社の事業能力が弱いと認められるほか、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③需要者からの競争圧力、④輸入圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

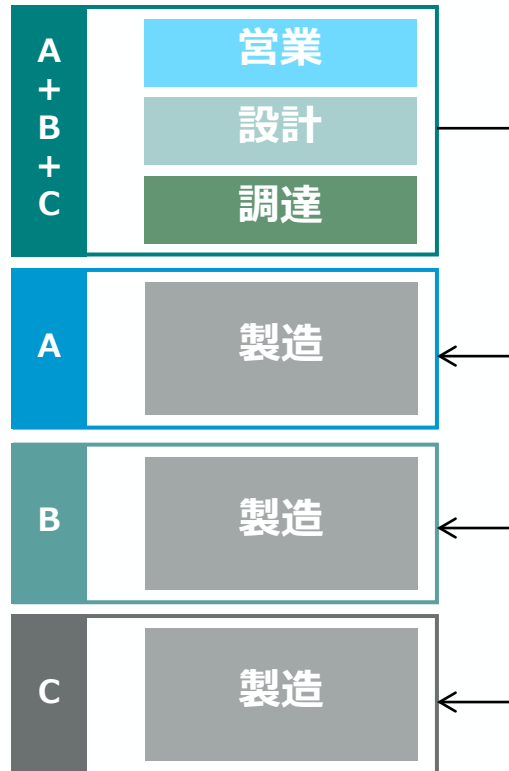
【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

# (事例⑬) 競争力を維持・確保するための統合・合併

- グローバル市場における競争に晒される中、国内企業個社では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内企業間で新たに設立する会社が一括して営業・設計・調達等を行うとともに、各社がその製品の製造を分担して行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：新たに設立する会社を通じた効率的な営業・設計・調達等を行うことで生産効率を向上させ、国内企業の競争力を維持・確保することが必要である。



A社、B社、C社が新会社を設立し、これを通して営業・設計・調達を実施。



## 想定業種・製品

造船・舶用工業

## 論点

- 営業・設計・調達等を一括して行うための新会社を設立することが独占禁止法上問題となるか。

グローバル市場における競争状況の中、国内企業が単独では生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内企業間で新たに設立する会社が一括して製品の営業・設計・調達を行うとともに、各社が分担して製品の製造を行う事例



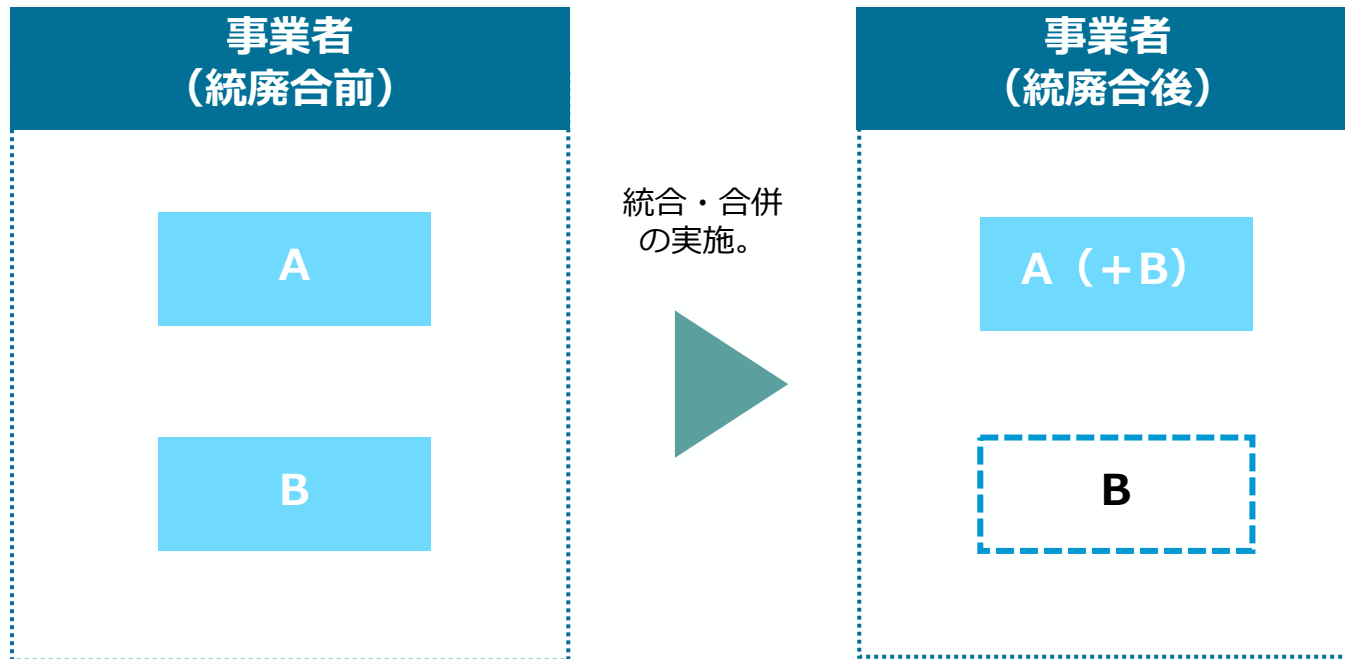
## <独占禁止法上の考え方>

- 造船業(外航船)については、国境を越えて地理的範囲が画定される場合がほとんどであるが、海外に有力な競争者が存在し競争に与える影響は大きくないと評価できる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 船用工業については、国境を越えて地理的範囲が画定され海外に有力な競争者が存在するなど競争に与える影響は大きくないと評価できる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。国内で地理的範囲が画定される場合には、供給先である造船市場における競争が活発であることから、需要者(造船会社)からの競争圧力が働くと考えられるほか、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③輸入圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

# (事例⑭) 国内で寡占的な複数事業者の統合・合併

- グローバル市場における競争に晒される中、国内企業個社では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内で寡占状態にあるA社とB社が統合・合併する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：経済安全保障上重要な製品に関する研究開発・製造能力を失い、海外に依存することは経済安全保障上のみならず競争力確保の観点からも避けるべきであり、国内企業の統合・合併により維持することが望ましい。



## 想定業種・製品

造船・舶用工業

## 論点

- 経済安全保障上重要な製品について、国内で寡占市場であった場合の統合・合併は独占禁止法上問題となるか。

グローバル市場における競争状況の中、国内企業が単独では生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内で寡占状態にある2社が企業結合を行う事例



## <独占禁止法上の考え方>

- 造船業(外航船)については、国境を越えて地理的範囲が画定される場合がほとんどであるが、海外に有力な競争者が存在し競争に与える影響は大きくないと評価できる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 船用工業については、国境を越えて地理的範囲が画定され海外に有力な競争者が存在するなど競争に与える影響は大きくないと評価できる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。国内で地理的範囲が画定される場合には、供給先である造船市場における競争が活発であることから、需要者(造船会社)からの競争圧力が働くと考えられるほか、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③輸入圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

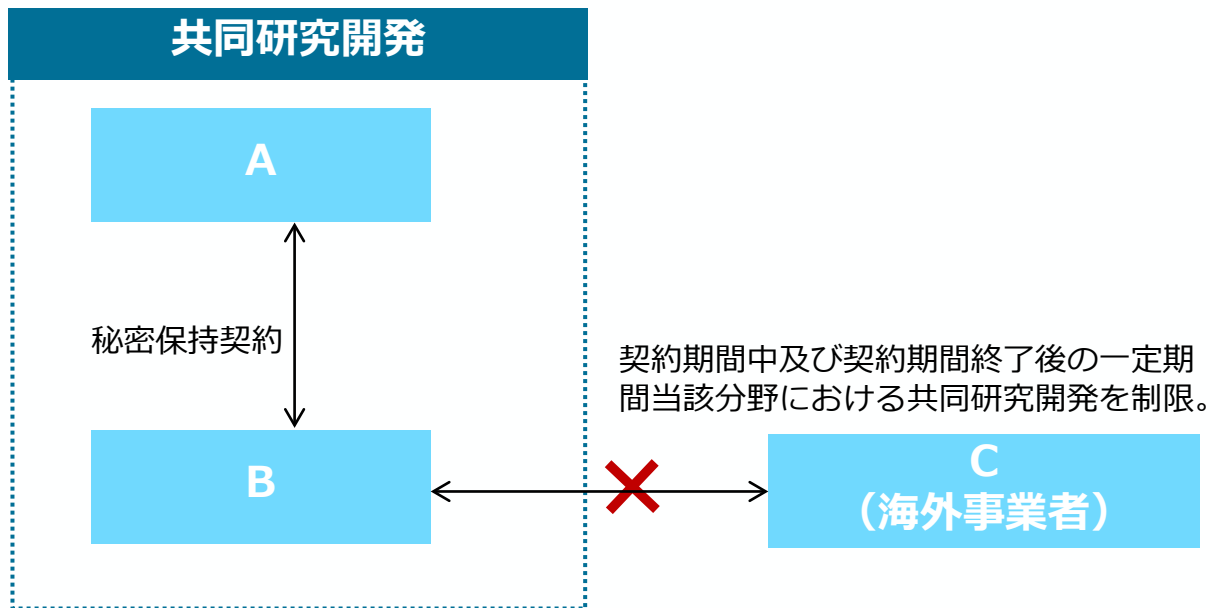
【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

# その他の想定事例



# (事例⑮) 他社との共同研究開発の制限

- 国内事業者A社の技術を基にA社とB社で共同研究開発を実施するにあたり、契約期間中及び契約期間終了後技術情報が陳腐化するまでの一定期間は、B社がA社以外の事業者（特に海外事業者）との間で当該分野における共同研究開発を行わない旨合意する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：技術や当該研究の過程で得た情報が海外事業者へ流出することを避け、技術優位性・国際競争力を維持することが重要である。



## 想定業種・製品

日本が技術優位性や国際競争力を有する業界全般

## 論点

- 技術・情報の海外流出を防ぐという目的で、契約期間終了後もある程度中長期にわたって、海外事業者と共同研究を行わないように共同研究開発を制限する旨合意することが独占禁止法上問題となるか。

国内事業者A社の技術を基に、A社及びB社で共同研究開発を実施するに当たり、契約期間中及び契約期間終了後、技術情報が陳腐化するまでの一定期間、B社がA社以外の事業者（特に海外事業者）との間で同一分野における共同研究開発を行わない旨の合意を行う事例



## <独占禁止法上の考え方>

- 経済安全保障の確保を目的に、共同研究開発終了後の合理的期間に限って、同一又は極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限することは、背信行為の防止又は権利の帰属の確定のために必要と認められる場合には、原則として独占禁止法上問題とならない。

【参考】「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」第2の2(1)ア⑨

# 參考資料

## 市場シェア100%となっても企業結合を認めた事例

- ・R4年度 古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け  
※3つの取引分野において市場シェアが100%となったが、類似品への切替えが進んでおり、需要が減少傾向にあること(隣接市場又は間接的な隣接市場からの競争圧力)等を考慮して認めた。
- ・H22年度 北越紀州製紙(株)による東洋ファイバー(株)の株式取得  
※市場シェアが100%となったが、類似品への切替えが着実に進行していること(隣接市場からの競争圧力)を考慮して認めた。
- ・H21年度 パナソニック(株)による三洋電機(株)の株式取得  
※3つの取引分野において市場シェアが100%となったが、問題解消措置、韓国及び中国からの輸入、ユーザーからメーカーへの価格要請の状況(需要者からの競争圧力)等をそれぞれ考慮して認めた。

## 海外企業との国際競争に直面している国内で寡占的な日本企業同士の企業結合事例

- ・R7年度 今治造船(株)によるジャパンマリンユナイテッド(株)の株式取得  
→ 外航船(造船)
- ・R2年度 今治造船(株)及びジャパンマリンユナイテッド(株)による商船の設計及び販売に係る共同出資会社の設立等  
→ 外航船(造船)
- ・H29年度 川崎汽船(株)、(株)商船三井及び日本郵船(株)による定期コンテナ船事業の統合  
→ コンテナ船事業
- ・H28年度 出光興産(株)による昭和シェル石油(株)の株式取得及びJXホールディングス(株)による東燃ゼネラル石油(株)の株式取得  
→ 石油製品
- ・H23年度 新日本製鐵(株)と住友金属工業(株)の合併  
→ 鉄鋼製品
- ・H23年度 (株)ジャパンディスプレイによるソニーモバイルディスプレイ(株)、東芝モバイルディスプレイ(株)及び(株)日立ディスプレイズの株式取得  
→ 液晶ディスプレイ

## 国境を越えた市場を画定して企業結合を認めた事例(令和2年度から令和7年11月時点)

	案件	分野
1	今治造船(株)によるジャパンマリニュナイテッド(株)の株式取得(R7年度)	外航船(造船)
2	ノボホールディングス・エーエス及びキャタレント・インクの統合(R6年度)	各種CDMOサービス
3	ヒューレット・パッカード・エンタープライズ・カンパニー及びジュニパー・ネットワークス・インクの統合(R6年度)	データセンタースイッチ、キャンパススイッチ及び無線LANアクセスポイント
4	シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収(R6年度)	<b>各種半導体設計解析ソフトウェア(半導体)</b> 及び各種光学設計用ソフトウェア
5	ANAホールディングス(株)による日本貨物航空(株)の株式取得(R6年度)	日本発着の各路線の国際航空貨物運送事業
6	(株)大韓航空によるアジアナ航空(株)の株式取得(R5年度)	日本発着の各路線の国際航空旅客運送事業及び日本発着の各路線の国際航空貨物運送事業
7	(株)リケンと日本ピストンリング(株)による共同株式移転(R4年度)	<b>ピストンリング(船用工業)</b>
8	ペガサス・ホールディングス・スリー・エルエルシーによるテネコ・インクの株式取得(R4年度)	多結晶質アルミナ繊維
9	今治造船(株)及び日立造船(株)による大型船用エンジン事業に係る共同出資会社の設立(R4年度)	外航船(造船)
10	マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合(R4年度)	PC向けOS提供事業
11	グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得(R3年度)	<b>各種シリコンウェーハ(半導体)</b>
12	DIC(株)によるBASFカラー&エフェクトジャパン(株)の株式取得(R2年度)	各種顔料
13	アナログ・デバイス・インクによるマキシム・インテグレートッド・プロダクツ・インクの株式取得(R2年度)	<b>各種汎用アナログIC(半導体)</b>
14	グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合(R2年度)	腕時計型ウェアラブル端末用OS及びスマートフォン用OS
15	今治造船(株)及びジャパンマリニュナイテッド(株)による商船の設計及び販売に係る共同出資会社の設立等(R2年度)	外航船(造船)

(注) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和4年政令第394号)第1条により特定重要物資として指定されているものに関連する分野を太字にしている。

## 海外からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

### ・R5年度 三井化学(株)及び旭化成(株)による不織布事業の統合

※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約45%(第1位)。このほか、シェア約25%、約20%などの事業者が国内に存在。)  
⇒近年中国や韓国からの輸入が増加し、主要輸入国からの輸入通関税も廃止されていることから、輸入圧力があるとして認めた。

## 隣接市場からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

### ・R6年度 前田工織(株)による三井化学産資(株)の株式取得

※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約85%(第1位)。このほか、シェア約5%の事業者2社が国内に存在。)  
⇒対象商品を用いる工法の割合は大きくなく、他の工法が存在することから、間接的な隣接市場からの競争圧力があるとして認めた。

## 需要者からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

### ・R5年度 三菱電機(株)及び三菱重工業(株)による発電機事業の統合

※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約50%(第1位)。このほか、シェア約25%、約5%などの事業者が国内に存在。)  
⇒需要者である電力会社は、適正と考えられる価格水準を算出できるなど価格交渉力を有することから、需要者からの競争圧力があるとして認めた。

## 効率性を勘案して企業結合を認めた事例

### ・R6年度 (株)クボタによる日本鑄鉄管(株)の新設製造子会社の株式取得

※当事会社が主張した二酸化炭素排出量削減による効率性の向上について、グリーンGLIに沿って検討し、効率性の3要件を満たすと認めた。

## 当事会社グループの経営状況を勘案して企業結合を認めた事例

### ・H30年度 (株)USEN-NEXT HOLDINGSによるキャンシステム(株)の株式取得

※当事会社グループの合算市場シェアがほぼ独占となる(約90%(第1位)。このほか、シェア約5%以下の事業者が国内に存在。)  
⇒当事会社が債務超過であることなどから、近い将来市場から退出する蓋然性が高いとして認めた。

## 一定の取引分野の規模を勘案して企業結合を認めた事例

### ・H30年度 (株)ふくおかフィナンシャルグループによる(株)十八銀行の株式取得

※当事会社グループ以外の競争者が実質的に存在しない離島地域が存在する。  
⇒特定の経済圏における市場規模が極めて小さく、複数の事業者による競争を維持することが困難であるとして認めた。

## 問題解消措置を条件に企業結合を認めた事例

### ・R6年度 (株)クボタによる日本鑄鉄管(株)の新設製造子会社の株式取得

※当事会社グループ間において機微情報が共有されないよう、機微情報へのアクセス制限、異動制限等を講じる等の行動的措置の問題解消措置を条件に認めた。